

高齢者の 保健・福祉サービス 利用のてびき 2026



目次

この「利用のてびき」は、介護保険サービスをはじめとする高齢者の方への保健福祉サービスについて、その内容や制度の仕組みなどを説明したものです。
サービスをご利用になる際のガイドとしてご利用ください。

●介護保険制度の概要

- ・制度のしくみ P3
- ・介護保険料の納め方 P5
- ・申請から利用までの手順 P7
- ・要支援1・2の方へ(介護予防支援事業所一覧) P9
- ・要介護1～5の方へ(居宅介護支援事業所一覧) P10

●所得に応じた支援施策

- ①高額介護サービス費の支給 P11
- ②高額介護合算療養費制度 P11
- ③食費・居住費(滞在費)の減額 P13
- ④社会福祉法人等による生計困難な人に対する利用者負担の軽減 P14

●介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- ①介護予防訪問介護相当サービス P16
- ②高齢者生活支援サービス P16
- ③訪問型短期集中支援事業 P17
- ④介護予防通所介護相当サービス P17

一般介護予防事業

- ①いきがい対応型デイサービス P18
- ②サロンde(で)すとりっち P19

●介護保険サービス

自宅で利用するサービス

- ①訪問介護 P21
- ②(介護予防)訪問入浴介護 P22
- ③(介護予防)訪問看護 P23
- ④(介護予防)訪問リハビリテーション P24
- ⑤(介護予防)居宅療養管理指導 P24
- ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P25

自宅から通って利用するサービス

- ⑦通所介護(デイサービス) P26
- ⑧地域密着型通所介護 P27
- ⑨(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア) P27
- ⑩(介護予防)認知症対応型通所介護(グループデイ) P28

短期間施設に泊まるサービス

- ⑪(介護予防)短期入所介護「生活・療養」 P29

訪問・通い・短期間宿泊の複合サービス

- ⑫(介護予防)小規模多機能型居宅介護 P31

生活環境を整えるサービス

- ⑬(介護予防)福祉用具貸与 P32
- ⑭特定(介護予防)福祉用具購入費の支給 P33
- ⑮(介護予防)住宅改修費の支給 P34

自宅から移り住んで利用するサービス

- ⑯(介護予防)特定施設入居者生活介護 P35
- ⑰地域密着型特定施設入居者生活介護 P35
- ⑱(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム) P36
- ⑲施設への入所 P37

●生活支援サービスほか

- ①配食サービス P40
- ②安心生活支援システム P40
- ③日常生活用具の給付 P41
- ④介護用品の支給 P42
- ⑤高齢者外出支援事業 P43
- ⑥ごみ出し支援について P44
- ⑦認知症に関する取組 P45
- ⑧老い支度の取組 P45

●地域福祉・暮らしのサービス

- ①「社会福祉協議会」の福祉サービス P46
- ②舞鶴市シルバー人材センター P47
- ③もっ得!! 暮らしの便利帳の発行 P47

●地域包括支援センター

- ①権利擁護業務 P49
- ②総合相談支援業務 P50
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 P50
- ④介護予防ケアマネジメント業務 P50

●在宅療養を支える関係機関一覧

●マップ

●広告掲載企業のご紹介

●舞鶴市からのお知らせ

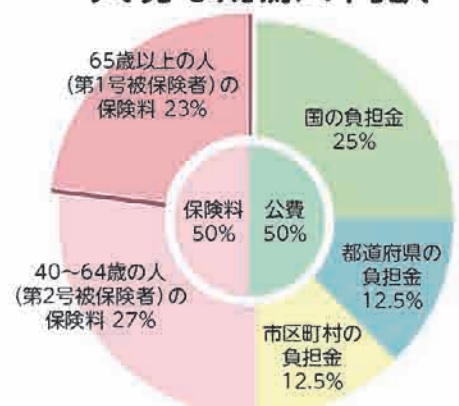
この「利用のてびき」に記載の 利用料・利用条件・事業所情報などについて

介護保険サービスの利用料については、厚生労働省告示の介護報酬を基に、1割の自己負担額のめやすとして主なものを掲載しています。なお、施設の種類や人員の配置などにより異なる場合や加算料金が必要となる場合があります。
また、事業所に関する情報(休業日・定員等)は利用のてびき作成時点のものであり、変更となっている場合があります。

介護保険制度の概要

介護保険は、介護を必要とする高齢者やその家族を社会全体で支えていく制度です。介護保険制度は、40歳以上の人に納めていただく保険料と公費により支えられています。

介護保険を支える大切な財源の内訳



※上記は、標準給付費(施設等にかかる給付費用を除く)にかかる財源の内訳となっています。

制度のしくみ

保険の運営 舞鶴市が行います

加入者 40歳以上の人

利用料 介護保険サービスにかかる費用の1～3割が自己負担です。(施設入所の場合等は、食費・居住費等の負担が別途必要です。)

65歳以上の人(第1号被保険者)

●介護保険サービスを利用できる人

介護や支援が必要と認定された人。
※介護や支援が必要となった原因は問われません。

●保険料

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額180,000円以上の方は、原則年金から差し引き(特別徴収)。年額180,000円未満の方は、市が発行する納付書または口座振替などにより納めていただきます(普通徴収)。(5ページ参照)



40～64歳の人 医療保険に加入している人(第2号被保険者)

●介護保険サービスを利用できる人

脳血管障害など老化に伴う病気や、がんなどの特定疾病(4ページ参照)によって日常生活の介護や支援が必要になった人。

●保険料

加入されている医療保険の保険料と併せて納めていただきます。なお、介護保険分(料)は、各医療保険の算出方法によって決まります。(6ページ参照)



第2号被保険者の特定疾病

①がん[がん末期](医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靱帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症

⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病[パーキンソン病関連疾患]

⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症

⑩早老症

⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患

⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

介護保険サービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管してください。

65歳以上の方は

65歳になられたら全員に交付されます。

40～64歳の方は

認定を受けた人に交付されます。

[保険証が必要なとき]

- 要介護認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など



介護保険負担割合証

要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

[負担割合証が必要なとき]

- 介護保険サービス等を利用するとき
- 有効期間/1年間(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

介護保険料の納め方

みなさんに納めていただく介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。対象者は40歳以上の人であり、65歳以上(第1号被保険者)と40～64歳(第2号被保険者)で保険料の算出方法や納め方が異なります。

65歳以上(第1号被保険者)の人

市町村ごとに決められた基準額(舞鶴市は年71,770円)を基に決めていきます。また、低所得者の負担が重ならないよう、所得によって段階的に設定しています。舞鶴市では、きめ細やかに下表の15段階に分けています。

▶ 所得段階と保険料(年額)

第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下の場合等	14,360円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円を超え120万円以下の場合等	25,120円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える場合等	43,070円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下の場合等	61,010円
第5段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円を超える場合等	71,770円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の場合等	82,540円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合等	93,310円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合等	107,660円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の場合等	122,010円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の場合等	136,370円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の場合等	150,720円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の場合等	165,080円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の場合等	172,250円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の場合等	179,430円
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が920万円以上の場合	186,610円

※災害その他特別の事情があると認められる場合には、保険料の減免等ができる場合があります。

▶ 納め方

老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金

●年額18万円(月1万5千円)未満の人

納付書または口座振替で、介護保険料を納めていただきます(普通徴収)。

●年額18万円(月1万5千円)以上の人

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます(特別徴収)。なお、普通徴収になる場合もあります。(※)

《ただし、老齢福祉年金、恩給などは、特別徴収の対象外です。普通徴収になります。》

原則として、年金から差し引きで納めていただきます。納め方は、年金の額等によって上記の2通りに分かります。第1号被保険者となって保険料を納めていただくのは、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)を含む月の分からです。

(※)こんなときは普通徴収になります。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ①年度途中で65歳になったとき | ③年度途中で所得段階が変わったとき |
| ②年度途中で他の市町村から転入したとき | ④年金支払者の裁定で年金支給が停止されたときなど |

40～64歳以上(第2号被保険者)の人

加入されている医療保険の保険料と併せて納めていただきます。なお、介護保険分(料)は各医療保険の算定方法によって決まります。

●国民健康保険に加入している人の場合

- ・介護保険分(料)…所得などに応じて決まります。
- ・納め方………同じ世帯の40～64歳の人全員の医療分に介護保険分(料)を併せて、国民健康保険料として世帯主の人に納めていただきます。

●勤め先の健康保険に加入している人の場合

- ・介護保険分(料)…加入されている医療保険で決められている介護保険料率と給与に応じて決まります。
- ・納め方………医療保険と介護保険を併せて給与から差し引かれます。

(40～64歳の被扶養者《主婦など》は、個別に納めていただく必要はありません。)

保険料を滞納すると

督促状を発付するなど支払いの催告を行います。それでも完納されないときは、大切な保険料を確保するため、また、納期限までに納付された人との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押えなど)を行う場合があります。

また、保険料を滞納して、介護サービスを利用される場合は、滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

▶ 保険料の滞納が…

1年以上になると

…… サービスを利用した場合、いったん全額(10割)を自己負担していただくことになり、申請によって費用の7～9割が戻る「償還払い」になります。

1年6か月以上になると

…… サービスを利用した場合、その全額(10割)を自己負担していただくことになり、「償還払い」の一部または全部が差し止めになります。

2年以上になると

…… サービスを利用した場合、1～3割である自己負担割合が3割(自己負担割合がもともと3割の人は4割)となり、高額介護サービス費(11ページ参照)の支給も受けられなくなります。

申請から利用までの手順

1 市役所の窓口で「要介護認定」の申請をしてください。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設で代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

65歳以上の人

- ・介護保険被保険者証

40～64歳の人

- ・医療保険の情報がわかるもの
(健康保険の被保険者証、資格確認書、マイナンバーカード※など)

※暗証番号の入力が必要です。

申請

2 調査員が訪問してご本人の心身の状況をお聞きします。

- 調査項目は、視力・麻痺の有無・動作能力・理解度など全国共通です。

- 調査結果はコンピューターに入力され必要な介護の程度が判定されます。

意見書

かかりつけの医師にも、医学的に見た状況などを意見書に書いてもらいます。

調査

3 介護認定審査会で「介護がどの程度必要か」を審査し、市が認定します。

- 訪問調査のコンピューターによる結果とかかりつけの医師の意見書などを基に、保健・福祉・医療の専門家が審査し、原則30日以内に結果を通知します。

非該当

生活機能が低下している虚弱な人などは介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業を利用できる場合があります。

要支援
1・2

比較的状态が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人で、介護予防サービスの利用により自立を支援します。

要介護
1(軽度)～5(重度)

日常的に介護が必要な人で、状況に応じて在宅・施設サービスを利用できます。



審査認定

- 認定された区分ごとに、1か月に利用できるサービスの上限額が決められています。

4 介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センター職員がケアプランを作成します。

要支援 1・2の人

- お住まいの地区の「地域包括支援センター」又は「介護予防支援事業所(地区での担当はありません。)」へ、ケアプランの作成を依頼してください。(9ページ)

要介護 1～5の人

- 居宅介護支援事業所へケアプランの作成を依頼してください。(10ページから選択)

※ケアプラン作成にかかる費用の自己負担はありません。

※介護保険施設への入所を希望される人は施設へ直接連絡してください。



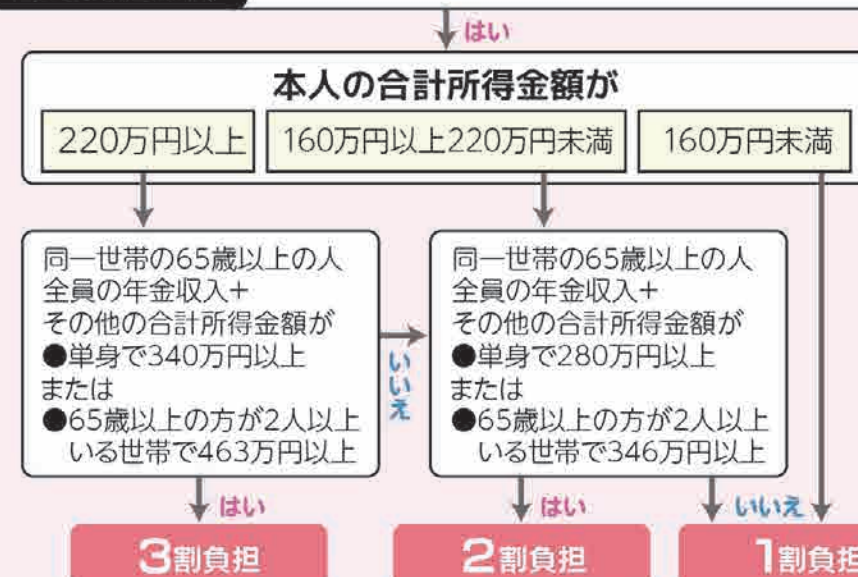
計画

5 ケアプランに基づいた必要なサービスが受けられます。

利用者は、サービス費用の1～3割を負担します。 ※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

サービス費用の
自己負担割合

65歳以上で本人が市区町村民税課税



実施

在宅介護サービス費用の支給限度額
※利用者負担は下記の額の1～3割です。

認定区分	月額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護	1 167,650円
	2 197,050円
	3 270,480円
	4 309,380円
	5 362,170円

要支援1・2の方へ (介護予防支援事業所一覧)

要支援1・2と認定された方で、介護保険のサービスを希望される方は、お住まいの地区の「地域包括支援センター」又は下に記載の「介護予防支援事業所（地区での担当はありません。）」へ、ケアプランの作成を依頼してください。

〈地域包括支援センター〉 ※お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。

名 称		所 在 地	電話・FAX	営業時間	休業日	担当地区 (小学校区)	担当社会 福祉法人等
東・中地域	大浦・朝来・志楽 地域包括支援センター	安岡1076 (やすらぎの郷内)	TEL 64-0086 FAX 64-6351	8:30~17:30	土、日 12/31~1/3	大浦、朝来、 志楽	大樹会
	新舞鶴・三笠 地域包括支援センター	溝尻150-11 (多世代交流施設 まなびあむ2階)	TEL 77-5001 FAX 77-5011	8:30~17:30	土、日 年末年始	新舞鶴、 三笠	博愛 福祉会
	倉梯・倉二・与保呂 地域包括支援センター	丸山町51 (舞鶴球場北側)	TEL 77-5002 FAX 77-5089	8:30~17:30	土、日 12/31~1/3	倉梯、 倉梯第二、 与保呂	正峰会
	中舞鶴 地域包括支援センター	余部下1167 (中総合会館3階)	TEL 77-5003 FAX 77-5013	8:30~17:30	土、日、祝 年末年始	中舞鶴	安寿会
西地域	城北 地域包括支援センター	南田辺1 (市役所西支所4階)	TEL 77-5004 FAX 77-5012	8:30~17:30	日	吉原、明倫、 福井、余内	真愛の家
	城南 地域包括支援センター	女布406-3 (城南会館内)	TEL 77-5005 FAX 77-5090	8:30~17:15	土、日、祝 年末年始	中筋、高野、 池内	舞鶴市
	加佐 地域包括支援センター	八田962 (加佐地域福祉センター 「由良川学園」2階)	TEL 82-9303 FAX 82-9304	8:30~17:30	土(第2・第4) 日、祝	岡田、 由良川	成光苑

※地域包括支援センターのサービス内容については、48ページをご覧ください。

〈介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）〉 ※地区での担当はありません。

名 称	所 在 地	電話・FAX
東・中地域	在宅介護支援センターやすらぎ	安岡1076 TEL 64-2302 FAX 64-6351
	オリエンタル	行永2036-2 TEL 65-1165 FAX 65-1123
	岸本病院居宅介護支援センター	南浜町1-3 TEL 65-2102 FAX 66-3202
西地域	在宅介護支援センター安寿	上安481 TEL 75-8982 FAX 78-2270
	在宅介護支援センター真愛の家	上安1697-36 TEL 76-8887 FAX 75-1755
	居宅介護支援事業所みなと	喜多617-3 TEL 75-3255 FAX 75-3277
	ケア・オフィス舞夢居宅介護支援事業所	桑飼上1088-1 TEL 83-0221 FAX 83-0155

要介護1~5の方へ (居宅介護支援事業所一覧)

介護サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、介護の相談、代行申請などを行います。

事 業 所	所 在 地	電話・FAX
東・中地域	アザレア舞鶴居宅介護支援事業所	余部下816 TEL 65-3366 FAX 65-3626
	エスペラルケアプランセンター東舞鶴	大波下765-16 TEL 66-5020 FAX 66-5021
	オリエンタル	行永2036-2 TEL 65-1165 FAX 65-1123
	介護相談室つなぐ	南浜町16-5 TEL 090-3719-9851 FAX 64-3466
	岸本病院居宅介護支援センター	南浜町1-3 TEL 65-2102 FAX 66-3202
	居宅介護支援事業所ひまわり	森町24-1 TEL 65-2400 FAX 65-2828
	ケアプランセンターそう	鹿原西町200-22 TEL 60-9031 FAX 60-9032
	小春日和居宅介護支援事業所	行永585 ソーシンビル402 TEL 65-2401 FAX 65-2411
	在宅介護支援センターグリーンプラザ博愛	市場390 TEL 65-3705 FAX 63-1250
	在宅介護支援センターやすらぎ	安岡1076 TEL 64-2302 FAX 64-6351
	さくらプラザ介護支援センター	浜782 TEL 64-2661 FAX 64-2575
	ピア・サポート居宅介護支援事業所	電宮町3-18 TEL 64-4335 FAX 64-4337
	ほーむけあセンター和心	余部上684-7 TEL 60-6535 FAX 60-6536
	メタルエッグ介護事業部あつぷる	小倉222-5 TEL 62-8377 FAX 62-7855
西地域	荒木クリニック居宅介護支援センター	京田45-2 TEL 77-5200 FAX 75-9307
	居宅介護支援事業所みなと	喜多617-3 TEL 75-3255 FAX 75-3277
	ケア・オフィス舞夢居宅介護支援事業所	桑飼上1088-1 TEL 83-0221 FAX 83-0155
	ケアプランセンターてとて	七日市349-1 TEL 77-8007 FAX 77-8008
	ケアプランセンター田園	志高553-5 TEL 60-1841 FAX 60-4298
	小谷整形外科医院居宅介護支援事業所	伊佐津51-3 TEL 78-3455 FAX 77-5588
	在宅介護支援センター安寿	上安481 TEL 75-8982 FAX 78-2270
	在宅介護支援センター真愛の家	上安1697-36 TEL 76-8887 FAX 75-1755
	外松医院居宅介護支援事業所	竹屋98-1 TEL 78-3741 FAX 78-3744
	まいづる協立診療所	上安199-30 TEL 76-2535 FAX 76-7821

所得に応じた支援施策

① 高額介護サービス費の支給

介護保険の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス(※1)や介護予防・日常生活支援総合事業を利用し、その月の利用者負担額(※2)が下記の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。

(※1)施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院をいいます。

(※2)ただし、施設における食費・居住費(滞在費)、保険給付外のサービス、現行相当サービス以外の総合事業利用分、特定福祉用具購入費や住宅改修費などの負担分は含まれません。

▶利用者負担の上限額

区 分		月 額	
		個人の上限額	世帯の上限額
市民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の人がいる世帯	140,100円	140,100円
	課税所得380万円(年収約770万円)以上～同690万円(同約1,160万円)未満の65歳以上の人がいる世帯	93,000円	93,000円
	課税所得380万円(年収約770万円)未満の65歳以上の人がいる世帯	44,400円	44,400円
市民税非課税世帯	本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円を超える人	24,600円	24,600円
	・本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下の人 ・老齢福祉年金を受給している人	15,000円	24,600円
	生活保護受給者	15,000円	15,000円

※同一世帯に複数の要介護者がおられる場合の利用者負担額の上限額は、世帯全ての利用者負担を合計した額で計算され、上記の「世帯の上限額」の額となります。ただし、高額介護サービス費の申請は利用者一人ひとりに必要です。

② 高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担額が著しく高額になる場合の負担を軽減するものです。

医療保険と介護保険の1年間の自己負担額を合算し、その額が自己負担限度額(12ページの表のとおり)を500円以上超えた場合、申請により、超えた額が支給されます。

▶支給対象

同一世帯で同じ医療保険に加入し、医療保険および介護保険の両制度ともにサービスを利用して自己負担額がある世帯が対象になります。食費や差額ベッド代、居住費(滞在費)などは支給の対象外です。

同一世帯でも、加入されている医療保険が世帯員で異なる場合の支給額は、医療保険別に計算します。

▶計算の期間は毎年8月から翌年7月の1年間

計算の期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で、この期間内に自己負担した医療費と介護サービス費(従来からある各保険制度のそれぞれの自己負担限度額を超えた場合に支給される額は除く)を合算します。

▶自己負担限度額(年額)

70歳以上の人がいる世帯

所得区分	医療保険+介護保険
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
市民税非課税世帯	31万円
市民税非課税世帯 (世帯全員の所得額が0円)	19万円

70歳未満の人がいる世帯

所得区分 (基礎控除後所得)	医療保険+介護保険
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※自己負担限度額の合算の計算は、同一世帯でも対象年度の末日(7月31日)に加入している医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、職場の健康保険など)ごとに合算し、別々の計算になります。

(以下の「高額介護合算療養費制度の自己負担限度額合算例」を参照ください)

※自己負担限度額は、毎年7月31日時点で加入されている医療保険の区分が適用されます。

※申請先は、毎年7月31日時点で加入している医療保険者(国民健康保険や職場の健康保険など)となります。

▶高額介護合算療養費制度の自己負担限度額合算例

例：Aさん～Fさん全員が住民基本台帳上同一世帯
対象年度の末日(7月31日)に加入している医療保険



上記世帯で、Bさん、Cさん、Eさんが、それぞれ介護保険を利用した場合は、下記のように医療費および介護サービス費の自己負担額を合算し、それぞれ支給対象額を計算します。

A Aさん、Bさん、Dさんの医療費および介護サービス費の自己負担額を合算し計算します。(国民健康保険加入)

I Cさんの医療費および介護サービス費の自己負担額を合算し計算します。(社会保険加入)

ウ Eさん、Fさんの医療費および介護サービス費の自己負担額を合算し計算します。(後期高齢者医療制度加入)

※異なる医療保険間での自己負担額の合算はできません。同一世帯かつ同じ医療保険内での合算となり、各々の医療保険別に計算をおこないます。

③ 食費・居住費(滞在費)の減額

所得の低い人の施設利用が困難とならないように、介護保険施設(※)や短期入所生活介護等を利用される際の居住費(滞在費)や食費を減額します。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院が対象です。

▶収入金額等により、以下のとおり利用者負担段階が分かります。

利用者負担 第1段階	・ 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者で、かつ預貯金額等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の人 ・ 生活保護を受けている人 ・ 境界層該当者(低い利用者負担段階を適用すれば、生活保護を必要としない人)
利用者負担 第2段階	・ 市民税非課税世帯で、公的年金等収入金額(※)とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下であり、かつ預貯金額等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の人 ・ 境界層該当者(低い利用者負担段階を適用すれば、生活保護を必要としない人)
利用者負担 第3段階①	・ 市民税非課税世帯で、公的年金等収入金額(※)とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円より多く、120万円以下であり、かつ預貯金額等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の人 ・ 境界層該当者(低い利用者負担段階を適用すれば、生活保護を必要としない人)
利用者負担 第3段階②	・ 市民税非課税世帯で、公的年金等収入金額(※)とその他の合計所得金額の合計額が120万円より多く、かつ預貯金額等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の人 ・ 市民税課税層の高齢者世帯で「特例減額措置」の適用がある人
利用者負担 第4段階	上記の段階のいずれにも該当しない人 (例)・ 本人または世帯の中に、市民税課税の人がいる ・ 単身世帯で、市民税非課税、収入の合計額が82.65万円以下だが、預貯金額等が1,000万円ある。

(※) 非課税年金(障害年金・遺族年金)を含みます。

※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、預貯金等の要件はいずれの段階でも単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下となります。

▶「第1段階」～「第3段階②」の人の居住費(滞在費)と食費の負担限度額は、以下のとおりとなります。

			負担限度額（日額）※（ ）内はショートステイの場合			
利用者負担段階			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日あたりの食費			300円 (300円)	390円 (600円)	680円 (1,030円)	1,420円 (1,360円)
1日あたりの居住費	多床室	特養等	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	0円	430円	430円	430円
	従来型 個室	特養等	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室の多床室		550円	550円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,470円

④ 社会福祉法人等による生計困難な人に対する利用者負担の軽減

生活が困難な人が社会福祉法人が提供するサービスを利用した場合に、その利用者負担額等が軽減される制度です。

対象となる人	軽減割合
生活保護受給者	個室の居住費にかかる利用者負担額を100/100軽減
上記以外の人で、次の要件を満たす、特に生計困難な人 ● 世帯全員が市民税非課税である ● 年間収入が単身世帯で150万円以内(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以内) ● 預貯金額等が単身世帯で350万円以内(世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以内) ● 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない ● 負担能力のある親族等に扶養されていない ● 介護保険料を滞納していない	介護保険の利用者負担額(1割負担分)、食費及び居住費を25/100軽減(老齢福祉年金受給者は50/100軽減)

【対象となるサービス】

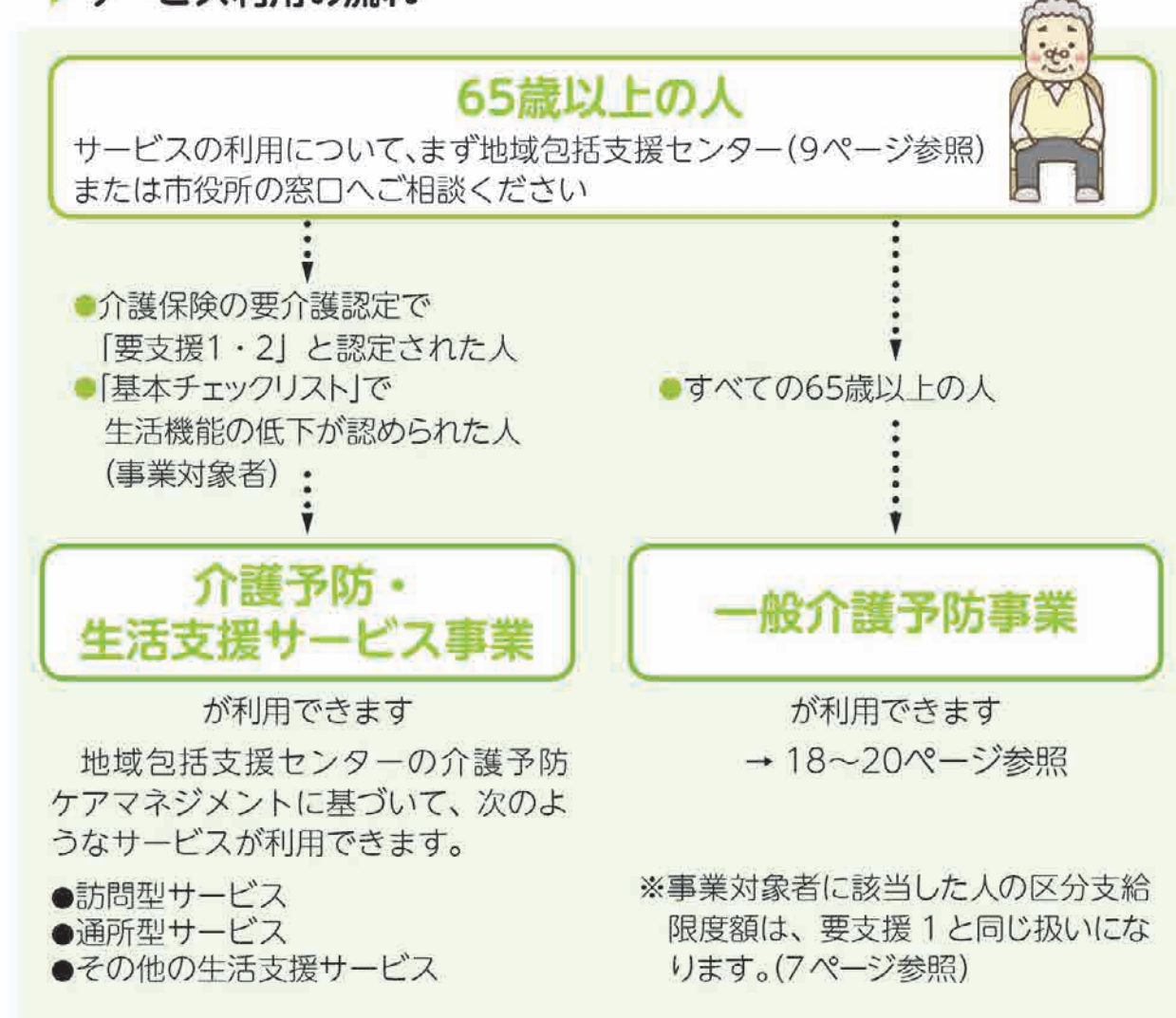
訪問介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課 (☎66-1013)

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、市区町村が行う事業で、生活機能の低下が見られるなど介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上の人ならどなたでも利用できる「**一般介護予防事業**」の2種類があります。

サービス利用の流れ



介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援に認定された人および基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された人が対象となり、「**訪問型サービス**」と「**通所型サービス**」などを受けることができます。

訪問型サービス

① 介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、生活援助や身体介護を行います。

利用料のめやす(1割負担の場合)

区分	利用時間	基本利用料金
事業対象者・要支援1・2の人	週1回程度の利用	1か月1,176円
	週2回程度の利用	1か月2,349円
事業対象者・要支援2の人	週2回程度を超える利用	1か月3,727円

内容	生活援助	身体介護
	・掃除や整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・食事の下ごしらえや調理 ・薬の受取り ・その他日常生活支援 など	・入浴の介助(見守り) ・着替えの介助 ・排泄介助 ・服薬確認 など

サービス提供事業所一覧

	名称	所在地	電話・FAX	営業時間	対応地域
東・中地域	コアラライフ舞鶴	森本町28-9	TEL 66-4478 FAX 66-4485	8:00~20:30	東舞鶴 (西舞鶴は市南地のみ)
	ヘルパーステーションきょうらく	余部下816	TEL 65-3601 FAX 65-3626	8:00~17:00	市内全域
	ヘルパーステーションハーティ	南浜町1-3	TEL 66-3203 FAX 66-3202	8:00~18:30	東・中舞鶴 (西舞鶴は要相談)
	舞鶴市社会福祉協議会	余部下1167 中総合会館3F	TEL 66-0294 FAX 66-1440	7:00~21:00	市内全域
	メタルエッグ介護事業部あつぷる	小倉222-5	TEL 62-8377 FAX 62-7855	6:00~21:00	市内全域
西地域	ケア・オフィス舞夢訪問介護事業所	桑飼上1088-1	TEL 83-0221 FAX 83-0155	7:00~22:00	市内全域
	ケア・オフィス夢咲	引土470	TEL 78-3131 FAX 78-2233	7:00~22:00	市内全域
	ケアステーションてとて	七日市28-1 BORON9 A-102	TEL 68-9525 FAX 68-9526	7:30~20:30	市内全域
	につぶく	平野屋19	TEL 78-1711 FAX 78-1811	7:00~22:00	市内全域
	ふれあいステーションゆきわり	上安199-29	TEL 78-2717 FAX 78-2718	8:30~16:30	市内全域
	ヘルパーステーション安寿	上安481	TEL 77-8512 FAX 78-2270	7:00~22:00	市内全域 (原則)
	ヘルパーステーション真愛	上安1697-36	TEL 78-2883 FAX 75-1755	7:00~22:00	西舞鶴 (東舞鶴は要相談)
	訪問介護事業所 音色	南田辺19-7 南田辺ビル1A	TEL 77-5300 FAX 77-6201	8:00~18:00	市内全域
	ユアサイド	福来893-19	TEL 78-2072 FAX 78-2073	8:30~17:30 (他要相談可)	市内全域
	ライフケアサポート	万願寺92-11	TEL 60-1852 FAX 60-6750	8:30~17:30	市内全域

② 高齢者生活支援サービス

日常生活上の援助が必要な虚弱な人に対して、自立した生活を支援するため、シルバー人材センターから会員を派遣し、軽易な援助を行います。

内容	掃除・買物等の軽易な家事援助と外出のつきそい
利用料	生活保護世帯等 無料 その他の世帯 1時間まで200円

③ 訪問型短期集中支援事業 (運動器機能向上プログラム・栄養改善プログラム)

事業
対象者
要支援
1・2

退院直後や外出困難、閉じこもり等、生活に何らかの課題を抱える方に対して、専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士)が居宅を訪問し、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導を行います。

▶利用料のめやす

1) 運動器機能向上プログラム

	支援時間	利用料
生活保護世帯等	40分/回	無料
	60分/回	無料
上記以外の世帯	40分/回	400円
	60分/回	600円

2) 栄養改善プログラム

	支援時間	利用料
生活保護世帯等	60分/回	無料
		500円
上記以外の世帯		

▶サービス提供事業所

- 運動器機能向上プログラム
中丹地域リハビリテーション中丹東支援センター(舞鶴赤十字病院)が専門職をコーディネートして決定します。
- 栄養改善プログラム
NPO法人京都栄養士ネット

通所型サービス

④ 介護予防通所介護相当サービス

事業
対象者
要支援
1・2

デイサービスセンターなどで、入浴や食事の提供、生活機能の訓練などのサービスを提供します。(日帰り)

※基本利用料金以外に食費等負担が必要です。

▶利用料のめやす (1割負担の場合)

区分	基本利用料金 (月単位の定額:1か月当り)
事業対象者・要支援1	1,798円
要支援2	3,621円

▶通所介護(デイサービス)

事業所	所在地	電話・FAX	休業日	定員
デイサービスあつる	田中町15-11	TEL 62-5868 FAX 62-2278	日、年末年始 ほか	25人
デイサービス絆生倶楽部東舞鶴	森本町24-1	TEL 77-8888 FAX 77-8881	土、日、お盆 年末年始	午前・午後 各19人
デイサービスセンターグリーンプラザ博愛	市場390	TEL 65-3706 FAX 63-1250	日、年始	25人
デイサービスセンターハーティ	南浜町1-3	TEL 65-2103 FAX 66-3202	日、年末年始 ほか	30人
デイサービスセンターやすらぎ	安岡1076	TEL 64-6222 FAX 64-2608	日、年始	35人
舞鶴市中デイサービスセンター	余部下1167 中総合会館1F	TEL 65-0075 FAX 65-0080	日、年始	30人
舞鶴市南デイサービスセンター	行永1090-30	TEL 63-0951 FAX 63-0960	日、年始	35人
リハプライド東舞鶴	森217-3	TEL 77-5999 FAX 77-5998	土、日、お盆 年末年始	半日型 午前・午後 各22人
デイサービス・コクア	市場60	TEL 60-2874 FAX 62-1222	土、日、年末年始	15人
デイサービスさくらプラザ	倉梯中町3-2	TEL 65-2111 FAX 65-2050	日、GW、お盆 年末年始	18人
デイサービスセンターふれあい	平1558-1	TEL 68-1170 FAX 68-1177	土、日 年末年始	18人

西地域	デイサービスセンター安寿	上安481	TEL 77-8511 FAX 78-2270	日、年始	30人
	デイサービスセンターてとて	七日市349-1	TEL 77-8050 FAX 77-8051	日、年末年始	24人
	デイサービスセンター真愛の家	上安1697-36	TEL 78-2773 FAX 75-1755	日、年末年始	27人
	デイサービスセンターせいほう	引土19-5	TEL 78-3255 FAX 78-3258	日、1/1、1/2	30人
	ニチイケアセンター舞鶴	喜多1105-1 舞鶴21ビル1・3F	TEL 78-9206 FAX 78-9208	日、年末年始	30人
	舞鶴市加佐デイサービスセンター	八田962	TEL 82-1921 FAX 60-9024	日、年始	20人
	デイサービス絆生倶楽部舞鶴	寺内88	TEL 60-1067 FAX 60-1071	土、日、お盆 年末年始	午前・午後 各15人
	ハーモニーデイサービスセンター	竹屋98-1	TEL 78-3719 FAX 78-3744	日、年末年始	18人
	みぢかなデイサービス田園	志高553-5	TEL 60-1020 FAX 60-4298	日、GW、お盆 年末年始	18人
	リハプライド西舞鶴	京田63	TEL 76-6900 FAX 76-6901	土、日、お盆 年末年始	18人

※休業日については、事業所にお問い合わせください。

一般介護予防事業

舞鶴市では、要介護状態への移行を予防し、住み慣れた地域で出来るだけ長く、自分らしい暮らしが継続できるように、各種介護予防事業を実施しています。通いやすい身近な場所で、集まれる場の支援を積極的に進めています。

① いきがい対応型デイサービス

心身機能の低下が見られる65歳以上の人を対象に、運動機能の向上や創作活動、レクリエーション等を通じ、健康づくり・生きがいづくりになる取り組みを実施しています。

▶活動内容

筋力・体力低下予防のための運動、認知機能向上のための脳トレ、ゲーム、手芸、歌、習字、茶話会など

名称	実施曜日	実施会場	対象地域	利用料金
ココ・サロン	月曜日 午前 (第2・4週)	ココ・ガーデン 地域交流室	大浦・朝来・ 志楽地域	200円 (送迎費別途必要) ※大浦地域の送迎は応相談
なごみ倶楽部	火曜日 午前 (毎週)	シルバー人材センター 交流サロン室	新舞鶴・ 三笠地域	200円 (送迎なし)
けんこう倶楽部	火曜日 午後 (第1週)	ハートテラス三条 フリースペース	新舞鶴・ 三笠地域	100円 (送迎なし)
いきがい倶楽部	月・火・木曜日 午前(毎週)	南デイサービスセンター2階	倉梯・倉二・ 与保呂地域	200円 (送迎費別途必要)
中総さくら倶楽部	日曜日 午前 (第2・4週)	中デイサービスセンター (中総合会館1階)	中舞鶴地域	200円 (送迎費別途必要)
木もれ陽倶楽部	火曜日 午前 (毎週)	グレイスヴィルまいづる2階 ダイルーム	城南地域	300円 (送迎費別途必要)
陽だまり倶楽部	水曜日 午前 (毎週)			
健康♪運動♪サークル	木曜日 午前 (毎週)			
加佐いきいき倶楽部	木曜日 午後 (第2・4週)	加佐地域福祉センター (由良川学園)	加佐地域	200円 (送迎費別途必要)

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課 (☎66-1018)

② サロンde(で)すどれっち

「サロンdeすどれっち」では、自治会・町内・老人クラブ等、高齢者を中心に集まっておられる団体を対象に運動指導員を派遣し、1時間程度の簡単な運動を実施しています。会場は、地域の集会所や公民館等を使用し、身近な場所で行われています。65歳以上の方であれば誰でも参加していただけます。参加されたい方は高齢者支援課までご連絡ください。

大浦・朝来・志楽地域

団体名	地区名	実施日時	団体名	地区名	実施日時
いきいきサロン	朝来	毎週土 午前	平ネットワーク	平	第2・4木 午後
吉坂にこにこクラブ	吉坂	第2・4水 午後	室牛区	室牛	第1・3水 午後
いきいき体操	大波上	毎週金 午前	小橋寿クラブ	小橋	第1・3金 午後
鹿原サークル	鹿原	第1・3水 午後	サロンむつみ	田井	第1・3木 午後
サロンdeストレッチ安岡	安岡	毎週水 午後	河辺中ニコニコクラブ	河辺中	第1・3水 午後
田中はつらつサークル	田中中・西	第1・3木 午前	大波下体操同好会	大波下	毎週月 午後
泉源寺いきいきクラブ	泉源寺	第1・3水 午前	三浜ほほえみサロン	三浜	休止中

新舞鶴・三笠地域

団体名	地区名	実施日時	団体名	地区名	実施日時
高屋シニアクラブ	高屋	第2・4金 午後	サロン矢之助身伸部	矢之助東	毎週木 午前
愛宕親睦会	愛宕新	毎週月 午前	ほっこり体操サロン	溝尻中町他 近隣地域	第2・4木 午後
浮島元気プロジェクト	浮島	毎週木 午前	市場いちの会	市場	毎週火 午後
西浜北を元気にする会	西浜北	第1・3・5月第3土 午前	うぐいすサロン	溝尻梅ヶ谷	第1・3月 午後
中浜なかよし会	中浜	毎週火 午後			

倉梯・倉二・与保呂地域

団体名	地区名	実施日時	団体名	地区名	実施日時
元川・桜木・正巳健康サロン	行永東町	第1・3木 午前	竹道町内会	森・行永	月2回日 午前
祭掛町内会体操サークル	祭掛	第1・3木 午前	六甲の会	森口	第1・3火 午前
おあしす	大迫新町	第1水・第3月 午後	常ちゃんストレッチ	常	第2・4木 午前
サロン観音堂	行永	第2・4水 午前	サロンde木ノ下	木ノ下	毎週火 午前
ごきげん金屋ピーポー	金屋他近隣地域	第1・3木 午後	和みの会	京月東町他近隣地域	第2・4木 午後
げんきかいパートI	丸山	第1・3火 午前	亀楽サロン	亀岩	第2・4月 午前
げんきかいパートII	丸山	第1・3金 午前	サロン八南	八反田南	第2・4火 午後
サロン日の出	森日の出	第1・3金 午前	東幸野会	東幸野	第1・3金 午後

中舞鶴地域

団体名	地区名	実施日時	団体名	地区名	実施日時
中宮フレンド	中若宮	第2・4水 午前	栄親友会	栄	第1・3水 午前
奥母サロン	奥母	第2・4土 午前	双寿会	双葉	第1・3木 午後
上九丁目いきいき体操	上九丁目	毎週火 午前	加津良町内会	加津良	第2・4火 午前
ふれあいサロン白浜台	白浜台	第2・4金 午前	サロンむつみ	櫻川下他近隣地域	休止中
芝生クラブ	道芝	第2・4水 午後			



城北地域

団体名	地区名	実施日時	団体名	地区名	実施日時
伊佐津団地体操教室愛好会	伊佐津団地	第2・4木 午後	吉原静溪会	吉原	第2・3・4水 午前
西山恵光会	引土新	第2・4木 午前	魚屋連合	魚屋	第1・2・3火 午前
大内マスターズ	大内	第1・3木 午後	港福寿会	港	第1・3水 午後
クレインズコートときめき	クレインズコート	第1・3金 午後	あゆみの会	寺内	第2・4木 午後
心種園クラブ	東田辺	毎週金 午前	京口慶寿会	京口	第1・3金 午後
マナイはいからサロン	真名井	第1・3火 午後	建部コスモスの会	建部	第1・3火 午前
若竹の会	築地・相生	毎週水 午後	かえで	下福井	第1・3月 午前
福来団地すどれっちくらぶ	福来団地	毎週火 午後	ふれあいサロン港の見える丘	大野辺	第1金・第3月 午後
福来 健康体操クラブ	福来西・中	毎週月 午前	清美が丘自治会	清美が丘	第1・3木 午後
サロンドウ倉谷	倉谷	第1・3月 午前	ラベンダー	堀上	第1・3金 午後
スマイル家族の会	南上安	毎週金 午前	ひまわり	駅東	第1・3金 午後
上安久相生の会	上安久	第1・3水 午前	勾崎乙礁会	勾崎	休止中
上福井ふれあい会	上福井	第2・4火 午後			

城南地域

団体名	地区名	実施日時	団体名	地区名	実施日時
寿齢会	万願寺	第1・3水 午前	寿ストレッチ	寿	第2・4水 午後
真倉ほっこり広場	真倉	第3火 午前	京橋にこにこ倶楽部	京橋	第3木 午後
ふきのとう	京田	第1火 午前 第3火 午後	うぐいす会	伊佐津川荘苑	第1・3木 午後
なごみ	城屋	第2・4火 午後	高野台GTI	高野台	第2水 午前
大空会	別所	第4水 午前	サービス付き高齢者向け住宅 グランマーレせいほう	折原	毎週木 午後
ほっとサロン	野村寺	第4水 午前			

加佐地域

団体名	地区名	実施日時	団体名	地区名	実施日時
にこにこ元気会	大川	第2・4木 午後	ストレッチ浜風	西神崎	第2・4火 午前
サロン志高	志高	第2・4木 午後	にこにこサロン	東神崎	第2・4木 午後
久田美イキイキグループ	久田美	第1・3金 午後	サロンdeすどれっち下東	下東	第1・3火 午前
さわやか会	下漆原	第1・3火 午前	丸田東高齢者グループ	丸田東	第1・3水 午前
富室スト・レクサークル	富室	第1・3水 午前	みんなの会	三日市	第2・4月 午前
岡田由里体操クラブ	岡田由里	第2・4金 午前	フレッシュ蒲江	蒲江	第2・4木 午後
桑飼下ふれあいサロン	桑飼下	冬季のみ	サロンdeすまいるアップ	宇谷・上村・小原	第2・4金 午後
真壁四葉会	真壁	第2・4木 午前	いちょうふれあいサロン	八戸地	第2・4水 午前
八田健康体操教室	八田	第1・3金 午前	地頭たのしみ会	地頭	休止中

実施団体一覧(令和8年4月現在)

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課 (☎66-1018)

介護保険サービス (介護サービス・介護予防サービス)

マークについて

要支援
1・2

要支援1・2の人が
介護保険を使って
利用できるサービス

要介護
1～5

要介護1～5の人が
介護保険を使って
利用できるサービス

自宅で利用するサービス

① 訪問介護

要支援
1・2は
16ページ参照

要介護
1～5



ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助をします。

▶ サービス内容

身体介護

……利用者の身体に直接触れて行う介助 (例)入浴・食事・排せつ・移動・衣服の脱着等の介助、おむつ交換など

生活援助

……利用者本人の日常生活の援助 (例)掃除、洗濯、調理、買物など

通院等乗降介助

……通院等のために行う訪問介護事業所の車両への乗車・降車の介助、通院先での受診手続き・移動介助等

※生活援助の内容に含まれない事項 (一例)

- 利用者以外の人 (家族など) に係る家事や来客の応接
- 庭木の手入れやペットの世話など、日常生活に支障がないもの
- 大掃除や家屋の修繕など、日常の家事の範囲を超えるもの など

▶ 利用料のめやす (1割負担の場合)

区 分	利用時間	基本利用料金 (日中の時間帯)
身体介護を中心とした サービスを行う場合	20分未満	163円
	20分以上～30分未満	244円
	30分以上～1時間未満	387円
	1時間以上～1時間30分未満	567円
	30分超えるごと	82円 増
※身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	20分以上～45分未満	65円 増
	45分以上～70分未満	130円 増
	70分以上	195円 増
生活援助を中心とした サービスを行う場合	20分以上～45分未満	179円
	45分以上	220円
通院等乗降介助	1回につき	97円

※早朝「6時～8時」と夜間「18時～22時」は25%、深夜「22時～6時」は50%料金が増えます。

▶ サービス提供事業所一覧

	事業所	所在地	電話・FAX	営業時間	対応地域
東・中地域	コアライフ舞鶴	森本町28-9	TEL 66-4478 FAX 66-4485	8:00～20:30	東舞鶴 (西舞鶴は市街地のみ)
	ヘルパーステーションきょうらく	余部下816	TEL 65-3601 FAX 65-3626	8:00～17:00	市内全域
	ヘルパーステーションハーティ	南浜町1-3	TEL 66-3203 FAX 66-3202	8:00～18:30	東・中舞鶴 (西舞鶴は要相談)
	舞鶴市社会福祉協議会	余部下1167 中総合会館3F	TEL 66-0294 FAX 66-1440	7:00～21:00	市内全域
	メタルエッグ介護事業部あつぷる	小倉222-5	TEL 62-8377 FAX 62-7855	6:00～21:00	市内全域
西地域	ケア・オフィス舞夢訪問介護事業所	桑飼上1088-1	TEL 83-0221 FAX 83-0155	7:00～22:00	市内全域
	ケア・オフィス夢咲	引土470	TEL 78-3131 FAX 78-2233	7:00～22:00	市内全域
	ケアステーションてとて	七日市28-1 BORON9 A-102	TEL 68-9525 FAX 68-9526	7:30～20:30	市内全域
	ニチイケアセンター舞鶴	喜多1105-1 舞鶴21ビル1・3F	TEL 78-9206 FAX 78-9208	9:00～18:00	西・東舞鶴
	につぶく	平野屋19	TEL 78-1711 FAX 78-1811	7:00～22:00	市内全域
	ふれあいステーションゆきわり	上安199-29	TEL 78-2717 FAX 78-2718	8:30～16:30	市内全域
	ヘルパーステーション安寿	上安481	TEL 77-8512 FAX 78-2270	7:00～22:00	市内全域 (原則)
	ヘルパーステーション真愛	上安1697-36	TEL 78-2883 FAX 75-1755	7:00～22:00	西舞鶴 (東舞鶴は要相談)
	訪問介護事業所 音色	南田辺19-7 南田辺ビル1A	TEL 77-5300 FAX 77-6201	8:00～18:00	市内全域
	ユアサイド	福来893-19	TEL 78-2072 FAX 78-2073	8:30～17:30 (他要相談で可)	市内全域
	ライフケアサポート	万願寺92-11	TEL 60-1852 FAX 60-6750	8:30～17:30	市内全域

② (介護予防)訪問入浴介護

要支援
1・2

要介護
1～5

巡回入浴車で家庭を訪問し、自宅で入浴サービスを行います。

▶ 利用料のめやす (1割負担の場合)

区 分	基本利用料金(1回当り)
介護予防訪問入浴介護 (要支援1・2の人)	856円
訪問入浴介護 (要介護1～5の人)	1,266円

※全身浴が困難な場合、本人の希望で清拭または部分浴をした場合は料金が上記の90%となります。

▶ サービス提供事業所一覧

	事業所	所在地	電話・FAX	営業時間	休業日
東・中地域	アスカ訪問入浴 舞鶴	浜2005 オリゾンビル1階A号室	TEL 050-3317-7269 FAX 63-1970	8:30～17:30	土、日
	メタルエッグ介護事業部あつぷる	小倉222-5	TEL 62-8377 FAX 62-7855	8:30～17:30	日、 年末年始
西地域	につぶく	平野屋19	TEL 78-1711 FAX 78-1811	9:30～17:00	土、日

③ (介護予防)訪問看護

要支援
1・2

要介護
1～5

医師の指示に基づいて看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話や診療の補助をします。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

利用時間	訪問看護ステーションからの場合		医療機関からの場合	
	要支援1・2	要介護1～5	要支援1・2	要介護1～5
20分未満	303円	314円	256円	266円
30分未満	451円	471円	382円	399円
30分以上 1時間未満	794円	823円	553円	574円
1時間以上 1時間30分未満	1,090円	1,128円	814円	844円

※早朝「6時～8時」と夜間「18時～22時」は25%、深夜「22時～6時」は50%料金が増えます。
准看護師が行った場合は料金が上記の90%となります。

▶サービス提供事業所一覧

事業所		所在地	電話・FAX
東・中地域	指宿医院	七条中町5-1	TEL 62-0334 FAX 63-8119
	大橋医院	余部上186	TEL 62-0397 FAX 62-3416
	岸本病院	浜1131	TEL 62-0118 FAX 62-1137
	黒田神経内科医院	浜537	TEL 63-0137 FAX 63-6328
	ピア・サポート訪問看護ステーション	竜宮町3-18	TEL 64-4335 FAX 64-4337
	訪問看護ステーションきょうらく	余部下816	TEL 65-3602 FAX 65-3626
西地域	荒木クリニック訪問看護ステーション	京田45-2	TEL 78-9007 FAX 75-9307
	かさ訪問看護ステーション	八田962	TEL 82-0032 FAX 82-5555
	鳥井医院	倉谷1675	TEL 75-3111 FAX 75-3113
	ふれあいステーションゆきわり	上安199-29	TEL 78-2717 FAX 78-2718
	一般社団法人舞鶴医師会 訪問看護ステーションはまなす	倉谷1350-11	TEL 75-8826 FAX 75-8828
	訪問看護ステーションみなと	喜多617-3	TEL 75-3255 FAX 75-3277
	舞鶴赤十字訪問看護ステーション	倉谷427	TEL 78-2384 FAX 78-2385

④ (介護予防)訪問リハビリテーション

要支援
1・2

要介護
1～5

リハビリの専門家が家庭を訪問し、日常生活の自立や心身機能の向上訓練をします。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

基本利用料金（1回当り）	要支援1・2	要介護1～5
	298円	308円

▶サービス提供事業所一覧

事業所		所在地	電話・FAX	営業時間	休業日
東・中地域	アザレア舞鶴訪問リハビリテーションセンター	和田1055-1	TEL 66-6680 FAX 66-6686	9:00～18:00	日
	介護老人保健施設 エスペラル東舞鶴	大波下765-16	TEL 66-6700 FAX 66-6703	8:30～17:00	日、年末年始
	岸本病院	浜1131	TEL 62-0118 FAX 62-1137	8:30～17:15	土、日、祝、お盆 年末年始
	さくらプラザ訪問リハビリテーション	浜782	TEL 64-2566 FAX 64-3838	8:30～17:00	日、GW、お盆 年末年始
西地域	荒木クリニック訪問リハビリテーション	京田18-1	TEL 77-1700 FAX 77-1999	8:45～17:15	土、日、祝、お盆 年末年始
	鳥井医院訪問リハビリテーション	倉谷1675	TEL 75-3111 FAX 75-3113	8:30～17:00	土、日

⑤ (介護予防)居宅療養管理指導

要支援
1・2

要介護
1～5

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

		基本利用料金（1回当り）
医 師		515円（Ⅰ）または299円（Ⅱ）＝2回／月限度
歯科医師		517円＝2回／月限度
薬剤師	医療機関	566円（特別な薬剤の場合＋100円）＝2回／月限度
	薬 局	518円（特別な薬剤の場合＋100円）＝通常4回／月限度
管理栄養士		545円＝2回／月限度
歯科衛生士など		362円＝通常4回／月限度

⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、随時の通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを提供します。

※利用対象者は舞鶴市民のみです。

要介護
1~5

▶ 利用料のめやす（1割負担の場合）

区 分	基本利用料金（1か月当り） ※介護・看護一体型の場合	
	訪問介護のみ利用	訪問介護と訪問看護利用
要介護1	5,446円	7,946円
要介護2	9,720円	12,413円
要介護3	16,140円	18,948円
要介護4	20,417円	23,358円
要介護5	24,692円	28,298円

▶ サービス提供事業所

事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域 あんしんケアコールセンターきょうらく	余部下816	TEL 65-3603 FAX 65-3626

自宅から通って 利用するサービス



⑦ 通所介護（デイサービス）

要支援
1・2は
17ページ参照

要介護
1~5

デイサービスセンターなどで、入浴や食事の提供、生活機能の訓練などのサービスを提供します。（日帰り）

▶ 利用料のめやす（1割負担の場合）

基本利用料金（1回当り） 6時間以上7時間未満 ※通常規模型	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	584円	689円	796円	901円	1,008円

※基本利用料金以外に食費等の負担が必要です。

▶ サービス提供事業所一覧

	事業所	所在地	電話・FAX	休業日	定員
東・中地域	デイサービスあづる	田中町15-11	TEL 62-5868 FAX 62-2278	日、年末年始 ほか	25人
	デイサービス粋生倶楽部東舞鶴	森本町24-1	TEL 77-8888 FAX 77-8881	土、日、お盆、 年末年始	午前・午後 各19人
	デイサービスセンターグリーンプラザ博愛	市場390	TEL 65-3706 FAX 63-1250	日、1/1~1/3	25人
	デイサービスセンターハーティ	南浜町1-3	TEL 65-2103 FAX 66-3202	日、年末年始 ほか	30人
	デイサービスセンターやすらぎ	安岡1076	TEL 64-6222 FAX 64-2608	日、 1/1~1/3	35人
	舞鶴市中デイサービスセンター	余部下1167 中総合会館1F	TEL 65-0075 FAX 65-0080	日、 1/1~1/3	30人
	舞鶴市南デイサービスセンター	行永1090-30	TEL 63-0951 FAX 63-0960	日、 1/1~1/3	35人
	リハプライド東舞鶴	森217-3	TEL 77-5999 FAX 77-5998	土、日、お盆、 年末年始	午前・午後 各22人
西地域	デイサービスセンター安寿	上安481	TEL 77-8511 FAX 78-2270	日、 1/1~1/3	30人
	デイサービスセンターてとて	七日市349-1	TEL 77-8050 FAX 77-8051	日、年末年始	24人
	デイサービスセンター真愛の家	上安1697-36	TEL 78-2773 FAX 75-1755	日、年末年始	27人
	デイサービスセンターせいほう	引土19-5	TEL 78-3255 FAX 78-3258	日、1/1、1/2	30人
	ニチイケアセンター舞鶴	喜多1105-1 舞鶴21ビル1・3F	TEL 78-9206 FAX 78-9208	日、年末年始	30人
	舞鶴市加佐デイサービスセンター	八田962	TEL 82-1921 FAX 60-9024	日、年始	20人

※休業日については事業所にお問い合わせください。

⑧ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービス施設で、入浴や食事の提供、生活機能の訓練などのサービスを提供します。(日帰り)

※利用対象者は舞鶴市民のみです。

要支援
1・2は
17ページ参照

要介護
1～5

▶ 利用料のめやす (1割負担の場合)

基本利用料金 (1回当り) 7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円

※基本利用料金以外に食費等の負担が必要です。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話・FAX	休業日	定員
東・中地域	デイサービス・コクア	TEL 60-2874 FAX 62-1222	土、日、 年末年始	15人
	デイサービスさくらプラザ	TEL 65-2111 FAX 65-2050	日、GW、お盆、 年末年始	18人
	デイサービスセンターふれあい	TEL 68-1170 FAX 68-1177	土、日、 年末年始	18人
西地域	デイサービス粋生倶楽部舞鶴	TEL 60-1067 FAX 60-1071	土、日、お盆、 年末年始	午前・午後 各15人
	ハーモニーデイサービスセンター	TEL 78-3719 FAX 78-3744	日、年末年始	18人
	みづかなデイサービス田園	TEL 60-1020 FAX 60-4298	日、GW、お盆、 年末年始	18人
	リハプライド西舞鶴	TEL 76-6900 FAX 76-6901	土、日、お盆、 年末年始	18人

※休業日については事業所にお問い合わせください。

⑨ (介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)

施設や病院などで、入浴や機能訓練などのサービスを提供します。(日帰り)

要支援
1・2

要介護
1～5

▶ 利用料のめやす (1割負担の場合)

基本利用料金 (月単位の定額/1か月当り)	要支援1	要支援2
	2,268円	4,228円

基本利用料金(1回当り) 6時間以上7時間未満 ※通常規模型事業所の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	715円	850円	981円	1,137円	1,290円

※基本利用料金以外に食費等負担が必要です。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話・FAX	休業日	定員
東・中地域	介護老人保健施設アザレア舞鶴	TEL 66-5105 FAX 66-6686	日、 1/1～1/2	60人
	介護老人保健施設エスペラル東舞鶴	TEL 66-6700 FAX 66-6703	日、 年末年始	40人
	岸本病院	TEL 62-0118 FAX 62-1137	日、祝、お盆、 年末年始ほか	36人
	さくらプラザ通所リハビリテーション	TEL 64-2566 FAX 64-3838	日、GW、 お盆、年末年始	25人
西地域	荒木クリニック通所リハビリセンター	TEL 77-1700 FAX 77-1999	日、 年末年始	40人
	介護老人保健施設すこやかの森	TEL 78-3001 FAX 78-3005	土、日、 年末年始	35人
	舞鶴赤十字病院	TEL 75-4176 FAX 75-2094	月、金、土、日、 祝、年末年始ほか	40人

⑩ (介護予防) 認知症対応型通所介護 (グループデイ)

少人数の登録制で、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、食事や入浴などの日常生活上の支援を行う日帰りのサービスです。

※利用対象者は舞鶴市民のみです。

要支援
1・2

要介護
1～5

▶ 利用料のめやす (1割負担の場合)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料金 (1日当り) 5時間以上 6時間未満	741円	828円	858円	950円	1,040円	1,132円	1,225円
単独型事業所 の場合							
共用型事業所 の場合	413円	436円	445円	460円	477円	493円	510円

※基本利用料金以外に食費等の負担が必要です。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話・FAX	休業日	定員
東・中地域	グループデイいろり	TEL 64-4562 FAX 77-8870	日、 年末年始	12人
	モンファミユ舞鶴デイサービスセンター	TEL 66-6723 FAX 63-2615	土、日、 年末年始	3人
西地域	デイ・ホーム和夢	TEL 78-1311 FAX 78-1312	日、年始	12人

※休業日については事業所にお問い合わせください。

短期間施設に泊まるサービス



⑪ (介護予防) 短期入所介護 [生活・療養]

要支援
1・2

要介護
1~5

福祉施設や医療施設で短期間、日常生活の介護や機能訓練を提供します。

介護老人福祉施設を利用の場合

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所し、日常生活介護や機能訓練を提供します。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

基本利用料金 (1回当り)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
※併設型施設・ ユニット型 個室の場合	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円

※基本利用料金以外に食費・滞在費等負担が必要です。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所		所在地	電話・FAX
東・中地域	特別養護老人ホームグリーンパーク愛宕	愛宕浜町3-5	TEL 65-2350 FAX 65-2352
	特別養護老人ホームグリーンプラザ博愛苑	市場390	TEL 65-3700 FAX 63-1250
	特別養護老人ホームやすらぎ苑	北浜町3-10	TEL 64-6060 FAX 64-2603
	やすらぎショート	安岡1076	TEL 64-6235 FAX 64-6236
西地域	特別養護老人ホーム安寿苑	上安481	TEL 75-8981 FAX 75-9006
	特別養護老人ホームグレイスヴィルまいづる	布敷52-1	TEL 75-7121 FAX 78-3322
	特別養護老人ホーム真愛の家寿荘	上安1697-36	TEL 78-2185 FAX 76-7004
	ライフ・ステージ舞夢	桑飼上1088-1	TEL 83-0221 FAX 83-0155
	ライフ・ステージ夢咲	引土470	TEL 78-3131 FAX 78-2233

介護老人保健施設を利用の場合

介護老人保健施設で、医学的管理のもと、医療や介護、機能訓練を提供します。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

基本利用料金 (1回当り)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健 施設・多床室 の場合	613円	774円	830円	880円	944円	997円	1,052円

※基本利用料金以外に食費・滞在費等負担が必要です。

▶サービス提供事業所一覧

	事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域	介護老人保健施設アザレア舞鶴	和田1055-1	TEL 66-6680 FAX 66-6686
	介護老人保健施設エスペラル東舞鶴	大波下765-16	TEL 66-6700 FAX 66-6703
西地域	介護老人保健施設すこやかの森	引土630	TEL 78-3001 FAX 78-3005

訪問・通い・短期間 宿泊の複合サービス



⑫ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

自宅にいるような家庭的な雰囲気の中で、「訪問」「通い」「泊まり」のサービスと同じ事業所から提供します。

※利用対象者は舞鶴市民のみです。

要支援
1・2

要介護
1～5

▶利用料のめやす (1割負担の場合)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料金 (1か月当り)	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

※基本利用料金以外に食費・滞在費等負担が必要です。

▶サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話・FAX	定員
東・中地域	オンブラージュ矢之助	矢之助町28-7 TEL 77-8077 FAX 77-8078	24人
	やすらぎ苑 余部の家	余部下921-2 TEL 77-5371 FAX 77-5372	24人
	やすらぎ苑 丸山の家	丸山口町23-1 TEL 77-5890 FAX 77-5891	24人
	小規模多機能型居宅介護ココ・ガーデン	田中町3-3 TEL 63-5602 FAX 63-5603	29人
西地域	ふれあいホーム真愛	北田辺41-1 TEL 75-0115 FAX 77-5733	22人
	やすらぎ苑 引土の家	引土182-1 TEL 77-5963 FAX 77-5964	24人

生活環境を整えるサービス

要支援
1・2

要介護
1～5

⑬ (介護予防) 福祉用具貸与

介護用電動ベッドや車いす、歩行器など、日常生活の自立支援のための用具を貸与します。

○ = 利用できる。

× = 原則として利用できない。

▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。



	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり (工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ (工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	×	○	○
・車いす付属品 (クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
・床ずれ防止用具	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

一部の福祉用具は購入を選択することもできます。

固定用スロープ、歩行器 (歩行車を除く)、歩行補助つえ (カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点つえに限る) については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、購入を選択することもできます。



▶費用と限度額について

貸出料の一部負担で借りられます

月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用します。

※貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。
※要介護度により利用が制限される場合があります。
※商品ごとに貸与価格の上限があります。

▶サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域	イン・ザ・ルーム舞鶴店	行永東町12-9 TEL 66-7055 FAX 66-7066
	オリエンタル	行永2036-2 TEL 65-1165 FAX 65-1123
	三笑堂舞鶴支店	溝尻1121-1 TEL 65-2600 FAX 65-3344
西地域	石坪舞鶴営業所	倉谷1580 TEL 75-8666 FAX 75-8667

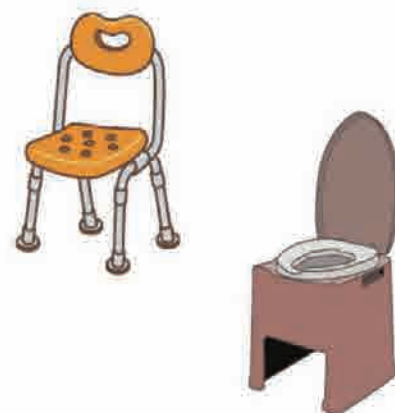
14 特定（介護予防）福祉用具購入費の支給

ポータブルトイレや入浴用いすなど福祉用具の購入にかかった費用の7～9割を支給します。

要支援
1・2

要介護
1～5

- ① 腰かけ便座（ポータブルトイレなど）
（腰かけ便座の底上げに使う部材も含む）
- ② 特殊尿器
（自動排せつ処理装置の交換可能部品）
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具（入浴用いすなど）
（入浴用介助ベルトを含む）
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分



※指定事業所での購入のみが対象となります。

※福祉用具の購入については、支給限度基準額は1年間に10万円で、1～3割が自己負担です。また、破損や要介護状態が大きく変わったなどの事情がある場合を除き、同一種目につき1回に限られます。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所		所在地	電話・FAX
東・中地域	イン・ザ・ルーム舞鶴店	行永東町12-9	TEL 66-7055 FAX 66-7066
	オリエンタル	行永2036-2	TEL 65-1165 FAX 65-1123
	三笑堂舞鶴支店	溝尻1121-1	TEL 65-2600 FAX 65-3344
西地域	石坪舞鶴営業所	倉谷1580	TEL 75-8666 FAX 75-8667

15 （介護予防）住宅改修費の支給

要支援
1・2

要介護
1～5

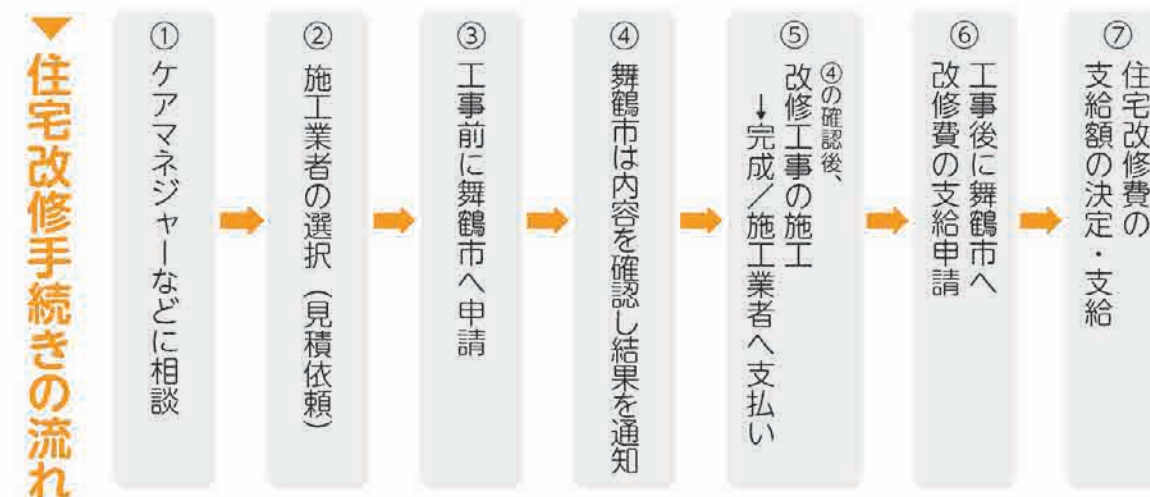
現在住んでいる住宅を改修する場合、下記の基準によって住宅改修費を支給します。（新築・増改築は対象外です）

対象工事	・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 ・引戸などへの扉の取り替え ・洋式便器などへの便器の取り替え ・上記の改修に付帯して必要となる工事
支給額	・支給限度基準額は20万円で、1～3割が自己負担です。 ・支給限度基準額を使いきった場合、以後の支給はありません。ただし、次の場合はあらためて20万円が支給限度基準額になります。（前の残額があっても加算されません） ①最初の改修着工時の要介護状態区分から、3段階以上要介護状態区分が上がった場合（ただし、この例外適用は1回のみ） ②転居した場合

※事前審査が必要です。工事着工前に必ず市またはケアマネジャーにご相談ください。

※借家の場合は、所有者の承諾が必要です。

※対象者が入院または施設入所中に工事が完了しても、正式に退院または退所され、改修箇所を利用される状態であると認められない場合、支給はありません。



自宅から移り住んで利用するサービス

16 (介護予防) 特定施設入居者生活介護

要支援
1・2

要介護
1～5

有料老人ホームなどの特定施設に入居し、介護を要する人に施設で機能訓練や食事・入浴・排せつなどの介護サービスを提供します。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

基本利用料金 (1日当り)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	183円	313円	542円	609円	679円	744円	813円

※基本料金以外に、食費、部屋代、その他費用等の負担が必要です。

▶サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域	あっぱるハウス	田中町15-11 TEL 62-2455 FAX 64-1800
	ケアハウスグリーンプラザ博愛	市場390 TEL 65-3702 FAX 63-1250
	ココ・ガーデン	田中町3-3 TEL 63-5600 FAX 63-5601
西地域	グランマーレせいほう	引土19-5 TEL 78-3253 FAX 78-3258

17 地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護
1～5

ケアハウス・有料老人ホームなどの入居定員が29名以下の特定施設に入居し、介護を要する人に施設で機能訓練や食事・入浴・排せつなどの介護サービスを提供します。
※利用対象者は舞鶴市民のみです。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

基本利用料金 (1日当り)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	546円	614円	685円	750円	820円

※基本利用料金以外に、食費、部屋代、その他費用等の負担が必要です。

▶サービス提供事業所

事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域	ケアハウスグリーンパーク愛宕	愛宕浜町3-5 TEL 65-2351 FAX 65-2352

18 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

要支援
2

要介護
1～5

家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、少人数の共同生活住居において生活を送るサービスです。

※利用対象者は舞鶴市民のみです。

▶利用料のめやす（1割負担の場合）

		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料金 (1日当り)	1ユニットの場合	761円	765円	801円	824円	841円	859円
	2ユニットの場合	749円	753円	788円	812円	828円	845円

※基本利用料金以外に、食費、部屋代、その他費用等の負担が必要です。

▶サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域	グループホームさくらプラザ倉梯	倉梯中町3-2 TEL 65-2130 FAX 65-2050
	モンファミーユ舞鶴	和田1065 TEL 66-6723 FAX 63-2615
	やすらぎ苑しょうちゃんの家	安岡1076 TEL 77-7877 FAX 77-7188
西地域	グループ・ホーム舞夢	桑飼上1088-1 TEL 83-0221 FAX 83-0155
	ハーモニーグループホーム	竹屋98-1 TEL 75-8821 FAX 78-3744

19 施設への入所

▶ 介護保険施設

要介護の人で、身体の状態などに合わせて、施設サービスが利用できます。詳細は施設に直接お問い合わせください。

(地域密着型) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護
3~5

自宅での生活が困難になった人(原則要介護3以上の人)に、日常生活に必要な介護や機能訓練、療養上のお世話などのサービスを提供する施設です。

▶ 利用料のめやす (1割負担の場合)

要介護5の場合
1か月ユニット型個室

サービス
費用の
1割

+

居住費

+

食費

= 約120,000円
~180,000円

※日常生活費は別途自己負担となります。
※利用料金、加算料金については、各施設へ直接お問い合わせください。
※所得の低い人に対して、居住費・食費の減免制度があります。詳しくは13ページをご覧ください。

▶ サービス提供事業所一覧

	事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域	特別養護老人ホームグリーンプラザ博愛苑	市場390	TEL 65-3700 FAX 63-1250
	特別養護老人ホームやすらぎ苑	北浜町3-10	TEL 64-6060 FAX 64-2603
	特別養護老人ホームグリーンパーク愛宕 	愛宕浜町3-5	TEL 65-2350 FAX 65-2352
	地域密着型特別養護老人ホームやすらぎの郷 	安岡1076	TEL 64-6235 FAX 64-6236
西地域	特別養護老人ホーム安寿苑	上安481	TEL 75-8981 FAX 75-9006
	特別養護老人ホームグレイスヴィルまいづる	布敷52-1	TEL 75-7121 FAX 78-3322
	特別養護老人ホーム真愛の家寿荘	上安1697-36	TEL 75-1333 FAX 76-7004
	ライフ・ステージ舞夢 	桑飼上1088-1	TEL 83-0221 FAX 83-0155
	ライフ・ステージ夢咲 	引土470	TEL 78-3131 FAX 78-2233

※：地域密着型。利用対象者は舞鶴市民のみです。

介護老人保健施設(老人保健施設)

要介護
1~5

病状が安定していて、入院の必要はないが家庭に復帰するのが困難な人に、リハビリや看護、介護を中心としたサービスを提供する施設です。(原則3か月まで)

▶ 利用料のめやす (1割負担の場合)

要介護5の場合
1か月ユニット型個室

サービス
費用の
1割

+

居住費

+

食費

= 約200,000円

※日常生活費は別途自己負担となります。
※利用料金、加算料金については、各施設へ直接お問い合わせください。
※所得の低い人に対して、居住費・食費の減免制度があります。詳しくは13ページをご覧ください。

▶ サービス提供事業所一覧

	事業所	所在地	電話・FAX
東・中地域	介護老人保健施設アザレア舞鶴	和田1055-1	TEL 66-6680 FAX 66-6686
	介護老人保健施設エスペラル東舞鶴	大波下765-16	TEL 66-6700 FAX 66-6703
西地域	介護老人保健施設すこやか森	引土630	TEL 78-3001 FAX 78-3005

▶ 介護保険以外の施設

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等の高齢者にふさわしい住宅機能と、ケアの専門家による安否確認や生活相談の見守りサービスを備えた施設です。60歳以上または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の人を対象としています。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話
東中地域 あっぱるハウス	田中町15-11	TEL 62-2455
ココ・ガーデン	田中町3-3	TEL 63-5600
ハートテラス三条	浜1140-1	TEL 68-9031
西地域 グランマーレせいほう	引土19-5	TEL 78-3252

ケアハウス

60歳以上で身体機能の低下などにより、自立して生活することに不安のある人が、家族による援助が受けられない場合に低額な料金で入居できる施設です。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話
東中地域 ケアハウスグリーンプラザ博愛	市場390	TEL 65-3702
ケアハウスグリーンパーク愛宕	愛宕浜町3-5	TEL 65-2351
西地域 ケアハウスシティコーポ安寿	上安481	TEL 75-8983

有料老人ホーム

食事や介護等のサービスが付いた高齢者向けの施設で、おおむね65歳以上の人を対象としています。

▶ サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話
東中地域 きょうらく	余部下816	TEL 65-3600

養護老人ホーム

おおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で養護を受けることが困難な人が入所する施設です。
(常時の介護を必要とせず、自立されている方を対象としています)

▶ サービス提供事業所一覧

事業所	所在地	電話
東中地域 養護老人ホーム「安岡園」	安岡1076-1	TEL 66-1012(市役所高齢者支援課)

※利用料のめやすについては、各施設へ直接お問い合わせください。

生活支援サービスほか

①から④のサービスをご希望の方は、事前に担当の地域包括支援センターまたはケアマネジャーへご相談ください。

① 配食サービス

ひとり暮らしや高齢者世帯に夕食を宅配し、バランスのとれた栄養の補給や安否の確認などをします。

対象者	下記条件に全てあてはまる方 □65歳以上の人 □ひとり暮らしおよび高齢者世帯 □食事の準備が困難 □毎日の安否確認が必要
利用料	1食 500円 特別食(たんぱく質・カリウム制限)は1食 600円

※利用料は変更となる場合があります。

▶ 配食エリアと業者

地区(民児協※)	配食業者
大浦・青葉・新舞鶴	株式会社ふくし
白糸・三笠・城南・田辺・城北・明倫・余部上・余部下	宅配クック1・2・3
行永・森・余内・由良川・岡田	ホフト

※民児協：民生児童委員協議会

※業者の指定はできません。

② 安心生活支援システム

ひとり暮らしなどの高齢者が、安心・安全に生活できるように、緊急時の連絡システムの装置を設置します。

対象者	(1)65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、病弱などのため注意を要する人。 (2)未成年、障がい者、寝たきりの配偶者等と同居している人で(1)に準ずる人。
内容	急病などの緊急時に押しボタンひとつで緊急通報ができます。 また、24時間365日、健康・医療等の相談が受けられます。
利用料	1か月 500円 ※生活保護世帯等は無料

※上記の対象者に該当しないが設置を希望する人は、1か月1,485円で設置できます。

※利用料は変更となる場合があります。

③ 日常生活用具の給付

ひとり暮らしや高齢者世帯の人が、安心、安全に生活できるように、日常生活用具を給付します。

電磁調理機・火災警報器・自動消火器

対象者	65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯等で、認知症等のため、火災の発生時に適切に対処することが困難な人。
利用料	対象者またはその生計中心者の前年所得税課税額に応じ、無料・一部負担・全額負担となります。

生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。

生活支援コーディネーターは、地域にお住まいの高齢者の生活を支えるための様々な機関やサービスと連携し、ネットワークづくりを進めています。

令和8年6月現在、4か所の地域包括支援センターに配置しており、地域の皆さんの暮らしをサポートしています。

生活支援コーディネーターを配置している地域包括支援センター

名 称	所 在 地	電話・FAX
大浦・朝来・志楽地域包括支援センター	安岡1076 (やすらぎの郷内)	TEL 64-0086 FAX 64-6351
倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター	丸山町51 (舞鶴球場北側)	TEL 77-5002 FAX 77-5089
中舞鶴地域包括支援センター	余部下1167 (中総合会館3階)	TEL 77-5003 FAX 77-5013
城北地域包括支援センター	南田辺1 (市役所西支所4階)	TEL 77-5004 FAX 77-5012

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課 (☎66-1018)

④ 介護用品の支給

介護保険で要介護4または5と認定された市町村民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護しているご家族に対し、介護用品の支給チケットを支給します。

対象者	介護保険で要介護4または5と認定された市民税非課税世帯の65歳以上の人を、在宅で介護している家族。(入院または施設入所されている場合は対象になりません)
支給対象品	紙おむつ、おむつカバー(防水シート含む)、尿取りパッド、パンツ型紙おむつ、使い捨て手袋、清拭剤
支給額	要介護者一人当たり 4月1日、10月1日を基準日として、年間2回、申請に基づき対象者に1回20,000円分(1,000円券×20枚)のチケットを配布。
利用方法	舞鶴薬業会に登録の薬局・薬店で支給対象品を購入する場合に、チケットで支払いができます。

▶ チケットを利用できる薬局・薬店等

	店舗名	住所	電話番号
東・中地域	八島堂	浜390	TEL 62-0323
	八島堂薬局 南浜店	森町15-5	TEL 62-9881
	佐々木薬局 本店	溝尻150-35	TEL 63-5445
	佐々木薬局 森店	倉梯町30-2	TEL 64-2660
	本河中央薬局	浜756	TEL 62-0034
	中町薬局	溝尻中町8-10	TEL 62-3755
	イン・ザ・ルーム舞鶴店	行永東町12-9	TEL 66-7055
西地域	ハイワ薬局	魚屋296	TEL 77-1078
	ドラッグささき 西舞鶴店	伊佐津200-17	TEL 78-3888
	石坪 舞鶴店	倉谷1580	TEL 75-8666
	ゴダイドラッグ 西舞鶴店	境谷48	TEL 78-1055

※使用後の紙おむつを処分する際には、無料の専用袋を使って可燃ごみに出す「紙おむつ類専用袋」の制度があります。

詳しくは生活環境課(☎66-1005)にお問い合わせください。

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課 (☎66-1013)

⑤ 高齢者外出支援事業

高齢者の買い物や食事、レクリエーション、通院等の外出を支援するため乗車票を販売します。

対 象 者	75歳以上の舞鶴市民の人
販 売 場 所	市役所高齢者支援課、西支所、加佐分室
内 容	バス(京都交通バス、自主運行バス) - 市内の1乗車区間を200円で乗車できる乗車票を販売します。 1冊5枚つづり(200円×5枚=1,000円)で販売します。 - 年度内10冊まで購入できます。(丹鉄、タクシー乗車票は別に購入可能) 京都丹後鉄道 - 西舞鶴駅～丹後神崎駅間を1乗車200円で乗車できる乗車票を販売します。 1冊5枚つづり(200円×5枚=1,000円)で販売します。 - 年度内10冊まで購入できます。(バス、タクシー乗車票は別に購入可能) タクシー 日交舞鶴(日交タクシー、舞鶴京都タクシー)、ふく福タクシー、いこい福祉介護タクシー、ヒマワリ介護タクシー、フジタ介護タクシー、あやべ介護タクシー、あのんケアタクシー、福祉タクシー結サポ - 市内の移動で、1乗車の運賃が1,000円以上の場合に利用できるタクシー乗車票を販売します。 ※1乗車の運賃が2,000円を超えた場合に限り2枚まで使用できます。 1冊5枚つづり(1,000円×5枚=5,000円分を2,500円で販売します。)年度内5冊まで購入できます。(バス、丹鉄乗車票は別に購入可能)
申請に必要なもの	年齢確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課 (☎66-1018)

⑥ ごみ出し支援について

自分で家庭ごみを地域の集積所まで出すことが困難な高齢者や障害のある人を対象に、可燃ごみを週1回、不燃・紙ごみを月1回、収集業者が自宅の玄関先まで訪問し、家庭ごみの収集を行う事業です。

対 象 者	舞鶴市内に居住している人で、世帯の全員が次の(1)～(3)すべての要件を満たしていること。 (1)自分で集積所へのごみ出しができない。 (2)親族等によるごみ出しができない。 (3)介護保険(介護予防・日常生活支援総合事業含む)、障害福祉サービスにおけるホームヘルプサービスを利用している。 ※可燃ごみのみ、不燃ごみのみの利用はできません。
費 用	可燃ごみ : 110円(税込み) / 回 不燃ごみと紙ごみ : 110円(税込み) / 回 ※料金の支払方法については収集業者と相談して決めてください。
利用方法	●利用を希望する人は担当のケアマネジャーにご相談ください。利用の申請後、本事業の対象となられるかどうか市で審査し、利用決定(却下)通知書をお送りします。 ●利用決定通知書を受け取られた人は、収集業者へ連絡し、利用契約を結んでいただきます。その際に収集日、収集場所、ごみの排出方法を相談してください。 ●可燃ごみは蓋つきのごみ箱に、不燃ごみはシートをかぶせるか、ふた付きのごみ箱に入れて排出してください。 ※ふた付きのごみ箱、飛散防止シート等は利用者が用意してください。

▶ どなたでも利用できるごみ出し支援について

高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の該当とならない人でも、全額自己負担していただくことにより、同じ内容のごみ出し支援を受けることができます。

費用の目安	可燃ごみ : 495円～(税込み) / 回 不燃ごみと紙ごみ : 990円～(税込み) / 回
-------	--

詳しくは下記の一般廃棄物収集運搬許可業者へ相談してください。

地 区	業 者 名	連 絡 先
東地区	(有)舞鶴清掃社	☎62-1466
中地区 西地区(伊佐津川以東) 加佐地区(由良川以西)	(株)舞鶴興進社	☎63-8775
西地区(伊佐津川以西) 加佐地区(由良川以東)	(株)舞鶴浄美社	☎75-1252

★お問い合わせは 舞鶴市役所 生活環境課 (☎66-1005)

※シルバー人材センターが実施する、ワンコインサービスでもごみ出しが可能です。
47 ページを参照ください。

7 認知症に関する取組

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、各種事業に取り組んでいます。

認知症カフェ（本人や家族が気軽に集い、しゃべり、活動する自由な場）

活動の例

コーヒー焙煎、手芸、茶話会、散歩、園芸、認知症勉強会など



	会場	TEL	実施日	利用料金
i(あい) カフェ虹色	東舞鶴医誠会病院内	☎62-3606	第1・第3木曜日	1回 300円 (送迎費別途必要)
カフェみんなの家	青葉中学西側 古民家敷地内	☎64-6060	毎週金曜日	1回 300円 (送迎なし)
おはようカフェ	七日市公会堂	☎090-3719-9851	毎週木曜日	1回 300円 (送迎なし)
かふえ より道	やすらぎ苑 引土の家2階ホール	☎77-5963	第2木曜日	1回 300円 (送迎なし)
青春Cafe照く(てらす)	デイ・ホーム和夢2階	☎78-1311	毎週木曜日	1回 300円 (送迎費別途必要)
にじカフェ	舞鶴赤十字病院内 レストラン・ラベンダー	☎75-4176	第3木曜日	

認知症介護家族のつどい（家族のつどいの場）

認知症の人を介護する家族が集まって、交流会をしています。介護する家族にしか分からない悩みやつらさを分かち合い、お互いの支え合いの場になっています。ご家族ならどなたでも参加できます。時間・場所は、下記までお問い合わせください。

認知症高齢者等徘徊対策事業

徘徊による行方不明が発生しないよう、また発生してもたくさんの目で見守られ、できるだけ早く捜索・発見されるよう、あらかじめご本人の情報を登録しておく事前登録制度やGPS利用支援事業があります。

8 老い支度の取組

舞鶴市では、自分史や将来の介護・医療についての希望を事前に記入しておくことのできる『まいづる老い支度ノート』を作成・配布しています。市役所をはじめ、公民館等の公共施設にて無料で配布しており、舞鶴市のホームページからのダウンロードも可能となっています。

人生の最後まで自分らしく過ごすために、是非老い支度ノートを活用してください。

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課（☎66-1018）

※こちらからもダウンロードできます



地域福祉・暮らしのサービス

①「社会福祉協議会」の福祉サービス

① 大人用「紙おむつ」の購入割引券の発行

対象者	大人用紙おむつを使用している人
割引額	割引券1枚で200円の割引
数	1か月2枚まで
お届け方法	地域の民生児童委員を通じて希望者にお届けします。
利用方法	市内利用協力店で紙おむつ1包につき1枚利用できます。
受付	地域の民生児童委員へご相談ください。

② 介護機器の貸出し

事業内容	短期間の使用や試用、他の制度等での支援が受けられるまでの期間、車イス、スロープ、杖、吸引器の貸出しを行います。
利用料	車イス、スロープ、杖は100円、吸引器は2,000円
貸出期間	最長1か月
受付	下記、社会福祉協議会へご相談の上ご予約ください。

③ 車イス対応車両の貸出し

事業内容	公共交通機関の利用が困難な車イス利用の人などの移動のために、車イスのまま乗降できる車両を貸し出します。利用は平日8:30～17:00に限りです。
利用料	使用したガソリン代実費（満タンで返却）
受付	下記、社会福祉協議会へご相談の上ご予約ください（利用の3日前までにご予約ください）。

④ 福祉サービス利用援助事業

事業内容	認知症・知的障がいや精神障がいのある人など判断能力の不十分な人が、福祉サービスを利用するための様々な手続きや、日常的な金銭管理をお手伝いします。
受付	下記、社会福祉協議会へご相談ください。

⑤ 福祉送迎サービス事業

事業内容	重度の障がい者または要介護3以上の利用登録会員の送迎をボランティアが行います。予約制。土日祝、年末年始は休み。
利用料	有料（移動距離に応じてチケットにて支払い）
受付	下記、社会福祉協議会へご相談・お問い合わせください。 ※状況によっては、利用できない場合があります。

※①～③については、みなさんから寄せられた赤い羽根共同募金、歳末友愛運動募金の配分金の一部が使われています。

※年度中に内容が変更になる場合があります。

★お問い合わせは 舞鶴市社会福祉協議会（余部下1167〈中総合会館3階〉）
（☎62-7044、FAX 62-7039）

② 舞鶴市シルバー人材センター

シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に地域社会の活性化に貢献する組織です。

さまざまなサービスを提供し、暮らしの中の手助けをしています(有料)。

サービス内容	●掃除、洗濯、炊事、話し相手、見守り、買い物など ●通院の付き添い、入院中の衣類整理、出張散髪(外出困難者に限る) ●庭の草引き、植木の手入れ、空地・休耕田の除草 ●ふすま・障子・網戸の張り替え、手すりの取り付け ●洋服の直し ●除雪、墓掃除 その他 お気軽にお問合せください。
高齢者まるごと支援サービス	継続的な30分以内の「軽易な作業」のお手伝いをお引き受けします。 例)町内のごみステーションへのゴミ出し など
利用料金	サービス内容により異なりますので下記までお問い合わせください(お見積りは無料)。

★お問い合わせは 公益社団法人 舞鶴市シルバー人材センター
(溝尻150-11 ☎64-3233、FAX64-3244)

③ もっ得!! 暮らしの便利帳の発行

日々の暮らしの中で、買い物や掃除などの困った時に使える、身近な地域の情報が掲載された冊子です。市役所、地域包括支援センター等に設置しており、舞鶴市のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

★お問い合わせは 舞鶴市役所 高齢者支援課 (☎66-1012)



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢のみなさんが、心身ともに健康で安心して生活が出来るよう支援するセンターです。

地域包括支援センターでは以下のサービスを提供しています。
(各地域包括支援センターの一覧は9ページを参照)

みなさんの権利を守ります

高齢のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見・防止を進めます。

〈49ページ参照〉

なんでもご相談ください

高齢のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。様々な相談を受け、適切なサービスの紹介や調整・利用につなげる等の支援を行います。

〈50ページ参照〉

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師



社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となって高齢のみなさんの支援を行います。3人はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます。

さまざまな方面からみなさんを支えます

地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢のみなさんにとって、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

〈50ページ参照〉

自立して生活できるよう支援します

要支援1・2の人や生活機能が低下していると判断された虚弱な高齢者を対象に、自立した暮らしを続けることができるようケアプランを作成し、支援します。

〈50ページ参照〉

① 権利擁護業務 ～みなさんの権利を守ります～

お金の管理や契約に関することで不安なとき、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度（※）を利用できます。地域包括支援センターで成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、申立てなど手続きの支援につなげます。

（※）成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において適切な判断をすることが難しくなった高齢者や知的障がい・精神障がいのある人を支援する制度で、家庭裁判所への申立てが必要です。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の
管理が自分では不安に
なってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた

介護サービス事業者の
対応に不満を訴えても
改善されない

など

▶ 権利擁護にかかるその他の相談窓口

高齢者・障害者等権利擁護相談事業

専門家が相談に応じます。

対 象 者	市内在住の高齢者、知的・精神障がいのある人及びその家族
内 容	財産管理や介護サービス利用に関する契約、遺産相続、遺言などについて専門家が相談に応じます。
相 談 日	1回／月（原則、第3水曜日 午後） （高齢者支援課へ申込み ☎66-1018）

舞鶴市成年後見支援センター

内 容	●成年後見制度に関する相談と利用支援 ●親族後見人等への相談支援 など
開 設 時 間	月～金曜日、8時30分～17時15分
開 設 場 所	中総合会館3階（社会福祉協議会内） （お問い合わせ先 ☎62-5530）

高齢者虐待について

●高齢者虐待とは？

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、家庭における介護者または施設等の職員による「身体的虐待」「介護・世話の放棄」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5種類が定義されています。

●虐待かな？と気づいたら

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、通報することまたは通報するように努力することが法律で義務付けられています。

高齢者虐待に関する相談や通報は、市役所高齢者支援課またはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

② 総合相談支援業務 ～なんでもご相談ください～

地域包括支援センターでは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護や福祉等に関する相談を受け、介護保険サービスにとどまらず、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行います。「どこに相談するのかわからない」といった悩みもまずはご相談ください。

例えばこんな悩み

- 家族が認知症になってしまった。どうしたらいいかわからない。
- 足腰が弱ってきて、ご飯をつくるのが大変になってきた。
- 近所の高齢者が閉じこもっておられて気になっているが、どうしたらよいだろう。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ～さまざまな方面からみなさんを支えます～

高齢のみなさんに直接支援するほかにも、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援を行っています。

また、より暮らしやすい地域にするため、医療機関を含め、様々な関係機関とのネットワークづくりに力を入れています。

④ 介護予防ケアマネジメント業務 ～自立して生活できるよう支援します～

要介護認定で「要支援1」「要支援2」と判定された人や、基本チェックリストで生活機能が低下していると認められる人の「介護予防ケアプラン」を作成します。

また、介護保険以外のサービスで市内にて行われている取組を紹介し、いつまでも健康で過ごせるように支援を行います。

★お問い合わせは お近くの地域包括支援センター（9ページ参照）
または、舞鶴市役所 高齢者支援課（☎ 66-1018）

在宅療養を支える 関係機関一覧

▶開業医一覧

名 称	所在地	電話番号	FAX番号	往診・訪問	往診の24時間対応	終末期医療	在宅での麻薬治療	人工呼吸器の管理
青葉診療所	行永東町26-6	63-7756	62-2228	×	×	×	×	×
あらが湾岸クリニック	浜2001-4	65-2014	65-2015	○	○	○	△	△
指宿医院	七条中町5-1	62-0334	63-8119	○	△	○	×	△
浮島岸本診療所	溝尻57	63-1235	65-0088	○	△	○	×	×
大西医院	浜181	62-0116	66-0662	○	○	○	×	×
大橋医院	余部上186	62-0397	62-3416	○	×	○	×	×
奥野整形外科医院	溝尻10	64-1530	64-1520	×	×	×	×	×
かめい内科クリニック	南浜町19-7	77-8680	77-8682	○	△	○	○	○
岸本病院	浜1131	62-0118	62-1137	○	△	○	○	○
黒田神経内科医院	浜537	63-0137	63-6328	○	○	○	×	×
澤田医院	浜260	62-1399	62-1418	○	△	△	△	×
曾我内科医院	矢之助町32-18	62-0634	64-2209	○	△	○	△	△
外松医院	余部上440	64-0936	62-1345	○	○	○	○	△
高田内科医院	倉梯町17-11	77-5522	77-5521	○	○	○	△	×
どいキッズクリニック	浜451-2	62-0309	62-0372	×	×	×	×	×
西川医院	市場8	63-3222	63-3504	○	×	×	×	×
西村医院(小児科)	浜771	63-5456	63-8080	×	×	×	×	×
西村医院(中舞鶴)	余部下830	62-1495	62-7119	○	○	○	×	×
西村内科	浜782	64-5633	64-3359	○	○	○	△	×
東舞鶴さくら眼科クリニック	森町13-18	77-5155	77-5156	×	×	×	×	×
肥後内科医院	浜813	62-0359	65-2181	○	○	○	○	○
堀澤医院	浜1143	62-3590	64-6218	○	×	○	○	×
本河医院	浜758	63-8733	62-0762	○	×	×	×	×
渡辺医院	森町22-1	62-6095	62-6122	△	△	×	○	×

名 称	所在地	電話番号	FAX番号	往診・訪問	往診の24時間対応	終末期医療	在宅での麻薬治療	人工呼吸器の管理
あいおい橋 四方クリニック	下安久978-15	76-3550	75-8162	△	×	△	△	△
荒木クリニック	京田18-1	77-1700	77-1999	○	○	○	○	○
いいだクリニック	堀上185-3	78-5101	78-5166	○	×	○	×	×
井上耳鼻いんこう科	伊佐津319	76-3325	76-3350	△	×	×	×	×
うすいハートクリニック	引土69	77-5277	77-5287	○	△	○	○	○
おおい乳腺クリニック	倉谷1904-10	75-3320	75-3317	×	×	×	×	×
片山産婦人科	倉谷400-1	77-2628	77-2638	×	×	×	×	×
河崎内科	引土295	75-1084	76-6051	○	×	×	×	×
眼科さしだ医院	南田辺43-1	75-5507	75-6679	○	×	×	×	×
小谷整形外科医院	伊佐津51-3	78-2070	78-2275	×	×	△	×	×
市立舞鶴市民病院 加佐診療所	八田962	82-0031	82-5555	△	×	×	×	×
隅山医院	松陰5-4	75-1298	76-5530	○	×	○	×	×
たなか内科クリニック	竹屋8	78-2123	78-2306	○	×	○	○	×
鳥井医院	倉谷1675	75-3111	75-3113	○	×	○	○	×
ながうちこころの クリニック	倉谷1530	76-7760	76-7786	○	×	×	×	×
西舞鶴さくら眼科 クリニック	伊佐津112-12	76-5252	76-5257	×	×	×	×	×
藤井内科医院	引土67-1	75-0021	76-7182	○	×	△	○	×
まいづる協立診療所	上安199-30	76-7883	76-7821	○	○	○	○	×
舞鶴正峰会クリニック	引土19-5	78-3250	78-3251	×	×	×	×	×
まさよクリニック	倉谷1930-1	76-3387	76-3377	×	×	×	×	×

○:可 △:場合により可 ×:不可

〈往 診〉患者の求めに応じて患者に赴き診療を行うこと
 〈訪問診療〉計画的な医療管理の下に定期的に訪問して診療を行うこと
 ※詳細は、各医療機関へお問い合わせください。

▶ 病院の相談窓口一覧

入院・外来患者さんの相談窓口となる部署が設けられ、入退院時の調整や、地域のケアマネジャー等、介護・福祉の関係機関と連携を取りながら各種相談に応じています。

	名 称	所在地	電話番号	FAX番号	相談窓口
東・中地域	舞鶴医療センター	行永2410	62-2680 (代表)	68-9226	地域医療連携室 62-2680
	舞鶴共済病院	浜1035	62-2510 (代表)	66-1548	地域医療連携室 66-1508 (直通)
	東舞鶴医誠会病院	大波下765-16	62-3606 (代表)	63-8107	地域医療連携室 62-3606
西地域	舞鶴赤十字病院	倉谷427	75-4301 (直通)	75-4301	地域医療連携課 75-4301
	市立舞鶴市民病院	倉谷1350-11	60-9020 (代表)	76-8730	地域医療連携室 60-9022 (直通)

▶ 障害者支援センター一覧

障がいのある人の福祉サービス利用援助、自立支援にかかわる相談などを受け付けています。

	名 称	所在地	電話番号	FAX番号
東・中地域	舞鶴市障害者生活支援センター	余部下1183-9	65-4100	62-9546
	舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	余部下1167 (中総合会館内)	64-3911	64-3912
	地域生活支援センターみずなぎ	鹿原772-1	64-3766	64-3658
	障害者地域生活支援センターほのぼの屋	大波下202-56	66-7707	64-0002
	生活支援センターここ	小倉300-71	77-6255	77-8108
西地域	ケア・オフィス夢咲	引土470	78-3131	78-2233

▶ 歯科医院一覧

	名 称	所在地	電話番号	FAX番号	在宅	車いす
東・中地域	あさめま歯科医院	浜1110	66-7890	66-7890	○	○
	いとう歯科	溝尻町12-6	66-2611	66-2611	○	○
	小川歯科医院	余部上250	62-0913	62-0913	○	○
	川北歯科医院	南浜町27-5	63-4618		×	○
	衣川歯科医院	北吸734	62-0210		×	×
	五条内藤歯科	浜779	64-1538	64-1696	○	×
	杉立歯科医院	浜171	62-0273	63-7795	○	○
	高田歯科医院	丸山口町23-3	64-1230	64-1230	○	○
	たなか歯科クリニック	南浜町16-2	77-8341	77-8343	×	○

	名 称	所在地	電話番号	FAX番号	在宅	車いす
東・中地域	内藤矯正歯科医院	浜929	62-1077	77-6500	○	○
	中川歯科医院	朝日通八条東	62-0095	62-0169	○	×
	畑歯科医院	森町23-6	63-3525	65-2166	○	×
	ふるもり歯科クリニック	浜200	62-1376	66-0724	○	○
	ほりさわ歯科医院	浜1156	63-8778	63-8778	○	○
	堀澤歯科クリニック	浜1143-11	77-5930	77-5931	○	○
	松代歯科医院	倉梯町13-6	62-1612	64-5230	○	×
	松田歯科医院	浜981-2	62-0117	62-0117	○	×
	森歯科医院	田中町19-3	63-6480	63-8269	○	○
	山内歯科医院	行永2101	64-6487		×	×
西地域	吉田歯科医院	八反田南町36	63-6222	63-3399	○	○
	おかだ歯科医院	倉谷1051-1	78-3773	78-3772	○	○
	小瀬木歯科医院	北田辺154	75-0431	75-7766	×	×
	おぜき駅前歯科医院	南田辺40-1	77-1133	77-1880	○	○
	くまがい歯科クリニック	大内36	76-6232	77-5234	○	○
	倉谷たかい歯科医院	倉谷32-11	76-8241	76-1120	○	○
	たかいデンタルクリニック	京田847-1	75-0607	75-0607	×	○
	医療法人社団光歯会森歯科クリニック	竹屋20	76-9186	76-9185	○	○
	徳田歯科医院	引土260	76-3673	77-5501	○	○
	にしむら歯科クリニック	引土86-9	78-4500	78-4555	○	○
	馬場歯科医院	伊佐津66-8	78-4075	78-4076	○	○
	まつえ歯科クリニック	七日市339-1	75-0099	75-0071	○	○
	山下歯科医院	倉谷1628	75-4800	75-6755	×	○
	舞鶴歯科医師会口腔サポートセンター		(FAX) 0120-72-8020			

〈在宅〉在宅医療協力歯科医院

〈車いす〉車いす対応可能歯科医院

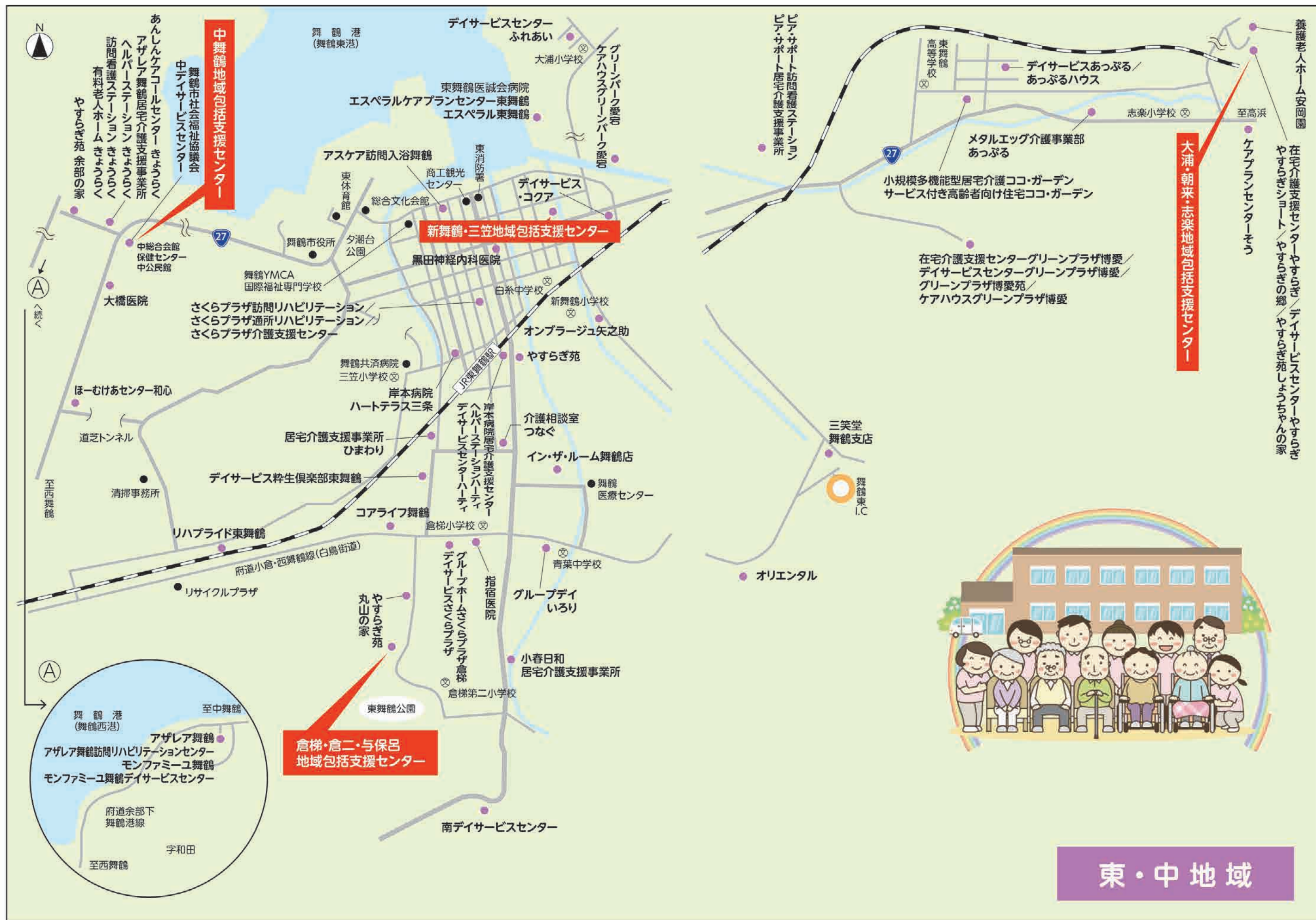
※かかりつけ歯科医院がある場合は、まず主治医にご相談ください。
かかりつけがない場合は、舞鶴歯科医師会口腔サポートセンターへご相談ください。

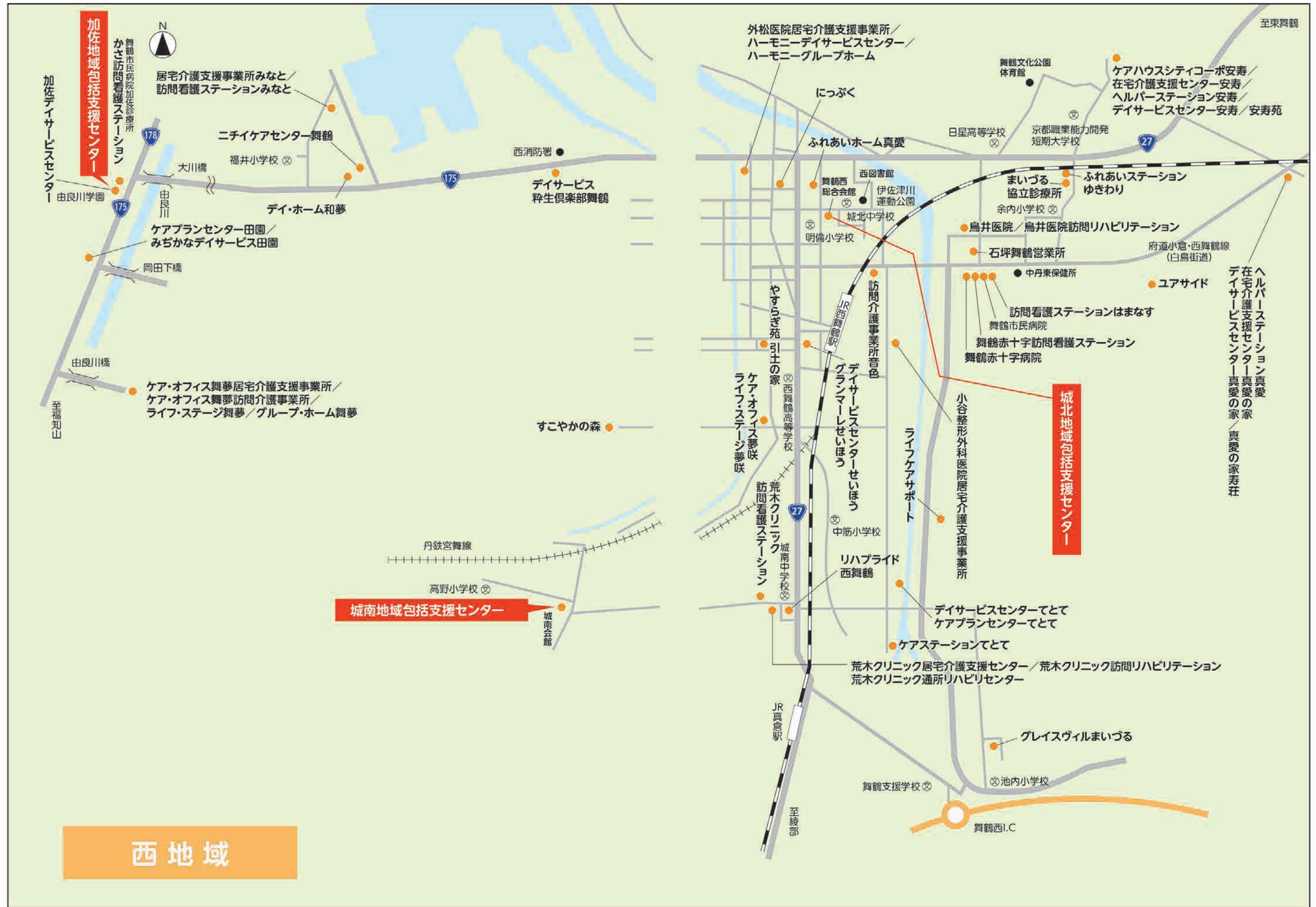
▶ 薬局一覧

名 称	所在地	電話番号	FAX番号
あい薬局	浜801	66-2320	66-2396
あべ薬局二条店	浜1125	66-6675	66-6676
クオール薬局あさひ店	浜784	65-3333	66-1780
クオール薬局しじょう店	浜1150	65-2555	65-2700
クオール薬局矢之助店	矢之助町32-9	66-7789	66-7790
倉梯ゆう薬局	倉梯町17-10	66-5533	66-5535
佐々木薬局本店	溝尻150-35	63-5445	62-9580
佐々木薬局森店	倉梯町30-2	64-2660	64-7493
しおじ通り薬局	浜2001-1	65-2503	65-2505
中舞鶴ゆう薬局	余部上433	66-7200	66-7210
ユタカ薬局市場	市場16	62-1124	62-0260
中町薬局	溝尻中町8-10	62-3755	62-2433
浜ゆう薬局	浜761-2	66-2225	66-2226
阪神調剤薬局東舞鶴店	浜172	77-5672	77-5673
フラワー薬局	浜1096	65-2277	65-2525
まいづる薬局国立前店	倉梯町27-1	65-1188	65-1189
まいづる薬局	桃山町14-6	66-3311	66-0148
みなと薬局	市場62-1	77-5833	77-5834
三安ゆう薬局	行永東町24-5	65-4777	65-4778
本河中央薬局	浜756	62-0034	62-3525
八島堂薬局南浜店	森町15-5	62-9881	64-0415
ユタカ薬局東舞鶴駅前	南浜町20-9	66-5520	66-5525
なごみ薬局	七条中町6-4	65-1130	65-1133

名 称	所在地	電話番号	FAX番号
いさづ薬局	伊佐津54-1	78-2005	78-2344
小町屋京田薬局	京田18-1	78-3150	76-3150
佐々木薬局西舞鶴店	伊佐津200-17	78-1717	78-3311
スギ薬局舞鶴病院前店	倉谷1499-6	77-5258	77-5259
にこにこ薬局	倉谷1529	77-8650	77-8651
阪神調剤薬局舞鶴店	倉谷(浜田)1569-2	78-1210	78-1211
ファルコ薬局西舞鶴店	倉谷1605	78-3721	78-3722
ヘイワ薬局	魚屋296	77-1078	77-1070
まいづるゆう薬局	竹屋町79-1	78-2611	78-2612
マナイ薬局	引土290-1	78-2850	78-2851
みのり薬局	下安久978-7	76-2031	76-5647
ユタカ薬局西舞鶴伊佐津	伊佐津55-1	78-9060	78-9070
わかば薬局	寺内21	78-3151	78-3626

※薬に関する相談は、最寄りの薬局でご相談ください。





広告掲載企業のご紹介

介護保険サービス等の保健福祉サービスは、多くの事業所・企業にご協力いただきながら運営されており、この「利用のてびき」についても、多くの事業所・企業からいただいた広告料収入をもとに作成しています。

ご協賛いただいた事業所・企業をご紹介します。

- 有限会社 グっとサポート P62
- 社会福祉法人 安寿会 P63
- 社会福祉法人 博愛福祉会 P63
- 社会福祉法人 成光苑 (ライフ・ステージ舞夢、ライフ・ステージ夢咲) P63
- 社会福祉法人 真愛の家 P63
- 社会福祉法人 グレイスマいづる (グレイスヴィルまいづる) P63
- 社会福祉法人 大樹会 P63
- デイサービス・コクア P64
- 株式会社 メタルエッグ P64
- 医療法人 弘愛会 西村内科 P64
- 合同会社 ほーむけあセンター和心 P64
- 介護老人保健施設 すこやか森 P64
- 社会医療法人社団 正峰会 (正峰会グループ) P65
- 株式会社 三笑堂舞鶴支店 P66
- 株式会社 石坪 P66
- 株式会社 イン・ザ・ルーム (イン・ザ・ルーム舞鶴店) P66
- スマイル・サポート株式会社 P66
- 株式会社 京舞開発 P66

広 告



「自分らしい暮らし」の2つのかたち。

ココ・ガーデンでは、2つのスタイルで一人一人にあった自分らしい暮らしのサポートをいたします。

サービス付き高齢者向け住宅ココ・ガーデン

【特定施設入居者生活介護】

自由で、快適に。
これからの暮らしを生き生き送りたい・・・。

ココ・ガーデンは「特定施設入居者生活介護」の指定を受けており、要支援・要介護者を対象とし、24時間介護サービスが受けられる「**介護付き**」のサービス付き高齢者向け住宅です。また「施設内で提供される介護サービスのほとんどを「定額制（包括報酬）」で提供しますので、安心してお住まい頂けます。

概要

住居戸数：29名
 (全室個室、24時間見守りシステム完備)
 介護保険：特定施設入居者生活介護
 入居条件：要支援、要介護を受けている方




小規模多機能型居宅介護ココ・ガーデン

【小規模多機能型居宅介護】

住み慣れた地域で。住み慣れた家で。
自分らしい暮らしを送りたい・・・。

3つのサービス（通い、泊まり、訪問介護）を同じ施設で利用でき、24時間365日一人一人にあったサポートで在宅生活を支えます。同じスタッフが対応を行いますのでなじみの関係や持続性あるケアが提供でき、安心して住み慣れた地域での生活が継続できます。

概要

登録定員：29名（東舞鶴エリア）
 泊り定員：7名
 通い定員：15名
 (通い時間：7時00分～22時00分)




入居相談・利用相談は下記までお気軽にお電話ください



サービス付き高齢者向け住宅ココ・ガーデン
 小規模多機能型居宅介護ココ・ガーデン

〒625-0024 京都府舞鶴市田中町3-3
TEL: 0773-63-5600 (代)
FAX: 0773-63-5601
 (小多機直通: 0773-63-5602)



(有) グっとサポート

〒919-2224 福井県大飯郡高浜町節部47-4
TEL 0770-72-3373 FAX 0770-72-3393
 URL <https://g-support-takahama.com/>

グッとライフ (サービス付き高齢者向け住宅)	ケアセンターグっとサポート (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	デイサービスセンターグっと倶楽部 (通所介護サービス)
ヘルパーステーショングっとサポート (訪問介護サービス)	居宅介護支援グっとサポート (居宅介護支援事業所)	訪問看護ステーショングっとサポート (訪問看護サービス)

社会福祉法人安寿会

anjukai

安心して過ごせる介護サービスをお届けします

〒624-0912 舞鶴市字上安481番地
TEL: 0773-75-8981
FAX: 0773-75-9006
MAIL: info@maizuru-anjukai.net

ホームページは
こちらから↓



～すべてのひとに博愛のこころを～

社会福祉法人 博愛福祉会



TEL 65-3700 FAX 63-1250
ホームページアドレス <http://www.hakuaien.jp/>
メールアドレス info@hakuaien.jp

～地域に、笑顔とまごころを～

地域密着型介護老人福祉施設 ライフ・ステージ **舞夢**
TEL 0773-83-0221

地域共生型福祉施設 ライフ・ステージ **夢咲**
TEL 0773-78-3131

社会福祉法人 成光苑

～ 真理と愛を証ししていくことを願って ～

社会福祉法人 真愛の家




〒624-0912 舞鶴市字上安 1697-36
TEL: 0773-75-1333 FAX: 0773-76-7004
<https://www.sinainoie.or.jp/>



特別養護老人ホーム
グレイズヴィルまいづる

寄りそい
受けとめ
ひとりずつと
向き合います。



地域と共に。
想いをカタチに。
学び、根を張り、支え合う



CREATE × IMAGINE
Daijukai みんなが集う大きな樹

利用者が楽しい一日を
過ごしていただける場所です

Laugh & fun !!

事業所番号 2492700194
地域密着型通所介護
デイサービス・コクア
〒625-0025 京都府舞鶴市市場60
TEL 0773-60-2874
FAX 0773-62-1222
Email dayservice.cokua@gmail.com



デイサービス コクア



〒625-0025
京都府舞鶴市市場60
TEL: 0773-60-2874
FAX: 0773-62-1222
Email dayservice.cokua@gmail.com
地域密着型通所介護
事業所番号: 2492700194

株式会社 **メタルエッグ** 住み慣れたご自宅での暮らしをサポートします

〒625-0020 舞鶴市小倉 222 の 5
TEL 0120-62-8377
FAX 0773-62-7855

サービス **あつぷる**
〒625-0024 舞鶴市田中町 45 番 11
TEL 0773-62-5868
FAX 0773-62-2278

サービス付き高齢者向け住宅 **あつぷるハウス**
特定施設入居者生活介護
〒625-0024 舞鶴市田中町 45 番 11
TEL 0773-62-2455
FAX 0773-64-1800

いつでも笑顔で過ごせるように、
お手伝いさせていただきます。

さくらプラザ
介護支援センター
舞鶴市五条通り朝日北
☎(0773)64-2661
FAX(0773)64-2575

デイサービスさくらプラザ
舞鶴市宮崎中町3番地2
☎(0773)65-2111
FAX(0773)65-2050

デイケアさくらプラザ
舞鶴市五条通り朝日北
☎(0773)64-2566
FAX(0773)64-3838

グループホームさくらプラザ倉橋
舞鶴市倉橋中町3番地2
☎(0773)65-2130
FAX(0773)65-2050

医療法人 弘慶会 **西村内科** TEL(0773)64-5633
<http://www.eunet.ne.jp/sakuraplaza/>

合同会社 **ほーむけあセンター 和心** わしん

住み慣れた街で、
心豊かな生活を

介護のことお気軽に相談ください

〒625-0083 京都府舞鶴市余部上684-7
TEL 0773-60-6535
FAX 0773-60-6536
Mail washin@hera.eonet.ne.jp



舞鶴共済病院
介護老人保健施設 すこやかのみど

〒624-0841 京都府舞鶴市字引土630番地
TEL: 0773-78-3001 FAX: 0773-78-3005

- 入所療養介護
- 短期入所療養介護(ショートステイ)
- 通所リハビリテーション(デイケア)

皆様のご利用をお待ちしております♡

すこやかのみど理念
「生活に四季」と「心にくもりのあるケア」の中で、
あなたの自立を支援し、家庭復帰を目指します



デイサービス

特定施設
入居者生活介護
☎0773-78-3253

サービス付き
高齢者向け住宅
☎0773-78-3255

放課後等
デイサービス

企業主導型
保育園

相談支援
事業所

医療介護複合施設
グランマーレせいほう

舞鶴正峰会クリニック
☎0773-78-3250

〈診療科〉
内科、循環器内科、
糖尿病内科、
脂質代謝内科、
人工透析内科

人工透析
治療

グループ
ホーム

地域とともに、あなたと生きる。

有料
老人ホーム

定期巡回・
随時対応型
訪問介護看護

訪問介護

訪問
リハビリ

通所
リハビリ

介護老人
保健施設

訪問看護

きょうらく
☎0773-65-3600

アザレア居宅介護支援事業所
☎0773-65-3366

アザレア舞鶴
☎0773-66-6680

モンファミーユ舞鶴
☎0773-66-6723

介護用品・福祉用具レンタル・住宅改修 は三笑堂 までお気軽にお問い合わせください！

真ん中に笑顔がある会社。

三笑堂

舞鶴支店 ☎0773-65-2600

福祉用具
レンタルカタログ

三笑堂
ホームページ

私たちの背骨は**人助け**です。

介護用ベッド・車イス・歩行器・ポータブルトイレ
手すり取り付け・介護リフォーム

～介護保険・一般レンタル受付中～

石 坪

0773 22-4780
京都府舞鶴市倉谷小字浜田1580

<http://www.ishitsubo.co.jp> 石 坪 検索

福祉用具を通じて、お客様の笑顔の暮らしをサポートいたします。

福祉用具レンタル・福祉用具販売・介護リフォーム

スマイル・サポート

綾部市井倉町東12番地の1
(TEL) 0773-45-3587 (FAX) 0773-45-8357

介護用品レンタル
販売・住宅改修
何でもお気軽に
ご相談ください！

舞鶴医療センター様前 舞鶴市行永東町12-9

イン・ザ・ルーム舞鶴店
(0773)66-7055

人・町・暮らしをつなぐ
未来に残る仕事ここに 있습니다

総合建設業 **株式会社 京舞開発**

Kyobu Kaihatsu

【本 社】〒625-0025 京都府舞鶴市宇市場223-1
【事業所】〒625-0062 京都府舞鶴市宇森291-1
TEL:0773-64-1405 FAX:0773-64-2135
<https://www.kyobu.co.jp/>

介護を必要とされている方、
そのご家族のみなさまへ

知っておきたい

ケアマネジャーの業務と役割

(介護支援専門員)



ご自宅での介護を支える心強い味方、ケアマネジャー（介護支援専門員）。いつも親身になってくれるからこそ、ついつい「何でも頼んでしまう」ということはありませんか？

ケアマネジャーの本来のお仕事と、介護保険の制度上、直接行うことが難しい業務について、ぜひ知っておいてください。

ケアマネジャーの本来のお仕事

介護サービスに関する相談

- ・どのような介護サービスがあるか、分かりやすくご案内します
- ・在宅介護を安心して続けられるよう、必要なサポートと一緒に考えます

介護保険の手続きの代行

- ・要介護認定の申請を、本人やご家族に代わって行います
- ・介護サービス費の給付管理（計算や手続き）を行います

ケアプランの作成

- ・介護保険サービスをどのように使うか、一緒に計画（ケアプラン）を立てます
- ・お一人おひとりに合わせて、最適なサービス内容や利用量をご提案します

サービス事業者との調整・連携

- ・ケアプランに沿って、介護サービス事業者と連絡・調整を行います
- ・利用開始後も、状況の変化に合わせて随時プランを見直します

ケアマネジャーが

直接行うことが難しい業務

参考：厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」
(令和6年12月12日)



内容	代わりに対応できるサービスなど
日常的な通院の付き添い、掃除、買い物、ゴミ出しなどの生活援助	シルバー人材センター、民間サービス、訪問介護（ケアプランの変更をご相談ください）
福祉サービスの利用料支払いの手続き、預貯金の引き出しや振込、財産管理	社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業や成年後見制度など
法律や金銭（相続・税金など）の相談	府や市の行政相談窓口、専門家（弁護士・司法書士、行政書士、税理士など）
徘徊時の捜索	家族や友人・知人、近隣住民などに協力を仰ぎ、その後の対応は警察へ

ケアマネジャーは介護保険の専門家として、皆様が安心して暮らせるようサポートしています。直接行うことが難しい業務（介護保険対象外のサービスなど）についても、適切な専門機関や地域の相談窓口をご紹介します、一緒に解決を目指します。

ホームヘルパーに

(訪問介護員)

訪問介護サービスをご利用の皆様へ

お願いできること・できないこと

訪問介護は、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、食事や排せつ、入浴などの介助を行う「身体介護」掃除や洗濯、食事の準備や調理などを行う「生活援助」などのサービスです。

介護保険は、みなさんの保険料や公費によって成り立つものですので「ついでに…」「ちょっとくらい…」ということでも介護保険で認められていなかったり、ケアプランになかったりすることをヘルパーさんをお願いすることはできません。

ホームヘルパーにお願いできること

※ケアプランにないものは
お願いできません

身体介護

利用者の身体に直接触れる介助

- ・排せつの介助
- ・食事介助
- ・清拭、入浴、身体整容
- ・体位変換、移動、移乗介助
- ・起床及び就寝介助
- ・外出介助（家⇄病院の通院介助）
- ・服薬確認、軽微な医療行為補助（爪・皮膚等に異常がない場合の通常の爪切り、目薬点眼等）
- ・自立支援のために共に行う家事 など

生活援助

利用者の日常生活における家事代行

- ・掃除、整理整頓（生活スペースのみ）
- ・買い物（必要最低限の食材と日用品）
- ・洗濯
- ・料理
- ・薬の受け取り
- ・ゴミを集積所へ持って行く など

通院等乗降介助

特定の目的での外出支援

- ・通院や公的手続き等への同行、乗降介助



ホームヘルパーにお願いできないこと

- ・家族のための家事（部屋の掃除、洗濯、料理など）
- ・花や植木の水やり
- ・草むしり、庭木のお手入れ
- ・窓ふき、ワックスがけ
- ・車の洗車、給油
- ・普段使用しない場所の掃除
- ・酒やたばこなど嗜好品の買い物
- ・近所の店以外での買い物
- ・おせち料理など特別な調理
- ・散歩の付き添い
- ・美容院への同行

- ・お金の管理
- ・預貯金の引き出し、銀行振り込み、ATM操作の代行
- ・ペットの世話
- ・病院での待ち時間の付き添い
- ・来客対応
- ・単なる話し相手
- ・ケアプランに位置づけられていないサービス（※） など

※訪問介護のサービスは、ケアマネジャーの作成したケアプラン（居宅サービス計画）に沿って作成された訪問介護計画に基づき提供されます。ご希望がある場合はご担当のケアマネジャーへご相談ください。

舞鶴市は、「介護のしごと」を全力で応援します！

まいづる福祉人材未来プロジェクト

～福祉界隈で咲き誇れ！！～

舞鶴市では、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所の深刻な人材不足を解消し、安定したサービス提供を支援するため、令和7年度から9年度までの3年間、「まいづる福祉人材未来プロジェクト～福祉界隈で咲き誇れ～」を実施しています。

このプロジェクトでは、奨励金等の支援や福祉の仕事の魅力発信などの施策を通じて、福祉人材の確保と定着を目指します。福祉の現場で働く誰もが、やりがいと誇りを持って輝けるよう、舞鶴市が全力でサポートします。



詳しくは舞鶴市ホームページをご覧ください



PRキャラクター
未来（みらい）さん

1 福祉職場へ再就職される方、転入して就労される方を支援します！

**福祉人材
復職奨励金**

10万円

【おもな要件】

- 過去に福祉施設での勤務経験があり、離職後1年以上が経過
- 令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の福祉施設に常勤職員として再就職

**福祉人材
転入奨励金**

20万円

【おもな要件】

- 市外から舞鶴市へ転入し、令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の福祉施設に常勤職員として就職

**転入者
家賃補助金**

1月あたり最大
3万円

【おもな要件】

- 市外から舞鶴市へ転入し、令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の福祉施設に常勤職員として就職
- 事業者から家賃補助を受けている

事業者が申請

★キャラクター紹介★

- 猫田 未来（未来さん）**
子育てが落ち着き、介護職に復帰することにした。
- 鶴川 マイ子**
未来さんのママ友。ヘルパーとして働いている。
- 神宮寺 タケル**
東京から舞鶴に転入してきた介護職員。
- 福山 福之助**
未来さんと同じ職場で働く明るい男の子。
- 鈴我 タマ夫**
未来さんが勤めている法人の特養施設長。
- マリー・ニャントワネット**
介護職員として働くために外国から来た女の子。
- 役所 広太**
舞鶴市職員。まいづる福祉人材未来プロジェクトの担当。

2 新たにホームヘルパーとして就労される方、ヘルパー事業所を支援します！

**ヘルパー
就労奨励金**

最大
20万円

【おもな要件】

- 令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の訪問介護事業所に就職
- 週12時間以上勤務している
- ※勤務時間数により奨励金の金額が変わります

**ヘルパー遠隔地
訪問支援補助金**

【おもな要件】

- 遠隔地の利用者に訪問介護を実施する訪問介護事業所である

【補助金額】

- 該当地域への訪問1回あたり400円

事業者が申請

動画を公開中！

知ってほしい、福祉の仕事の**本当の魅力**

舞鶴市内の福祉事業所で働くスタッフにスポットを当てた紹介動画を作成しました。利用者さんとの温かな交流の様子や、日々の仕事を通じてスタッフが実感している「やりがい」と「魅力」を紹介しています。

舞鶴市ホームページに掲載していますので、ぜひ一度ご覧ください！詳しくはこちら→

・・・マンガも公開中・・・

PRキャラクターの未来さんが「まいづる福祉人材プロジェクト」をマンガで紹介しています。

舞鶴市ホームページをチェックしてくださいね →

3 外国人職員の生活を支援します！

**外国人職員のための
日本語教室を開催**

【おもな要件】

- 市内介護・障害事業所で勤務する外国人職員である

※詳細は決まり次第、舞鶴市ホームページ等でお知らせします

**外国人材
移動支援補助金**

1台あたり最大
6万円

【おもな要件】

- 舞鶴市内の福祉施設で働く外国人介護人材への移動支援として電動アシスト付自転車を購入した事業者である

事業者が申請

**外国人材確保のための
住居費補助金**

1月あたり最大
3万円

【おもな要件】

- 外国人介護職員の居住場所確保のために宿舎等を借り上げており、外国人介護人材への家賃を補助している事業者である

事業者が申請

4 職場への定着、資格取得などを支援します！

**継続就労
奨励金**

6ヶ月・1年
経過時それぞれ
5万円

【おもな要件】

- 令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の福祉施設に常勤職員として就職し、一定期間（6か月・1年）継続して就労した

**介護支援専門員等
資格取得助成**

受講費用等の
半額を助成

【おもな要件】

- 舞鶴市内の介護事業所等で勤務しており、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士の資格取得（更新含む）を目指す方

**介護助手
養成講座の開催**

【おもな内容】

- 介護未経験の方を対象に、福祉施設等で専門職の補助を行う「介護助手」を養成する講座です
- ※詳細は決まり次第、舞鶴市ホームページなどでお知らせします

※奨励金や補助金の支給を受けるためには、この他にも要件があります。詳しくは舞鶴市ホームページをご覧ください。



高齢者の保健・福祉サービス利用のてびき 2026

令和8年6月発行 舞鶴市役所高齢者支援課
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

介護保険サービス・介護保険料について	☎66-1013
介護認定について	☎66-1054
地域支援事業について	☎66-1012 ☎66-1018

※無断で複写、転載することとはご遠慮ください。